

関西福祉大学

平成 25 年度
自己点検評価書・本編

平成 26(2014)年 2 月
関西福祉大学

目次

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II 沿革と現況	4
III 「基準」ごとの自己評価	
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	13
基準3 経営・管理と財務	38
基準4 自己点検・評価	51
IV 大学が氏名・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準A 社会連携と地域貢献	59
基準B 社会福祉と看護の連携・融合	66

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1 関西福祉大学の建学の精神・基本理念

関西福祉大学（以下、「本学」という。）を設置する学校法人関西金光学園（以下、「学園」という。）は、大正 15 年 2 月に設置した、私立静徳高等学校をその起源とし、学制改革による設置校の合併、名称変更等を経て、大阪府下に中学校 2 校、高等学校 3 校を設置している。「人はみな神の氏子」という金光教教祖の教えに基づいた「我々が天地の大徳によって生かされ、家族をはじめ多くの人々の祈りによって育てられていることの自覚と感謝の念から発して、その自分を大切に、将来世のお役にたつ人間となって、世界真の平和達成と文化の発展のために貢献し、そこに生き甲斐と喜びとを見出す人でありたいという念願にたって教育の徹底を期する」との学園の建学の精神により、教育を推進してきた。

本学はこれらの学校における教育実績と経験を基盤として設置したものであり、「人間平等」、「個性尊重」、「和と感謝」の建学の精神としている。

そして、建学の精神に基づき、現代社会に益々必要となる「社会福祉を担う人材」を育成することを目的として開学した。更に、建学の精神に基づき、次の 4 つの基本理念を掲げ、教育・研究活動を推進している。

- 1) 「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の精神に基づく真（まこと）の教育
- 2) 福祉の心を持ち未来の福祉社会を創造する人材の育成
- 3) 地域社会の発展に貢献する開かれた大学
- 4) 大学の理念を実現する高い学術研究と教育活動

2 本学の使命・目的

本学は、「金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与すること」を使命・目的としている。

大学院は、「学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉及び保健・医療分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養」を使命・目的としている。

3 本学の個性・特色

本学は、平成 9(1997)年に社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で開学し、平成 18(2006)年に看護学部看護学科、平成 21(2009)年に大学院社会福祉学研究科を設置し、平成 24(2012)年度には大学院に看護学研究科を設置した。この間、一貫して、建学の精神と基本理念を踏まえた教育・研究活動を展開してきた。また、本学は、兵庫県赤穂市との公私協力方式で開学したこと及び基本理念に掲げた「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」であることを強く意識しながら、兵庫県赤穂市との協調・協同関係の構築、地域社会との良好な関係の維持及び地域社会への貢献に特に力を注いできた。そのなかで、地域との連携・貢献を通じて、地域から必要とされる大学をめざし、実践していることが本学の個性・特色である。

例えば、兵庫県赤穂市との連携の枠組み作りのために、平成 15(2003)年度に同市におい

関西福祉大学

て、「赤穂市と関西福祉大学との連携推進会議設置要綱」が制定され、市長、市部長職、学長、附属機関長等を構成員とする会議が設置された。これにより、赤穂市役所におけるインターンシップや共同研究が実施されている。平成 23(2011)年度より、赤穂市長、副市長以下の市幹部と学長、研究科長、学部長、附属地域センター長等が参加し、相互の連携に係る方向性の確認や意見・情報交換を行うための「情報交換会」を開催し、より一層の連携強化を図っている。

また、兵庫県赤穂市が設置する各種委員会や審議会及び地域の福祉関係機関等にも教職員や学生を派遣する等、人的貢献も行っている。さらに、地域で実施される大小さまざまな規模の各種行事等に学生が参加できる体制作りを通じて、地域と継続的、恒常的に緊密な関係を維持している。

さらに、本学は、地域に開かれた大学として、積極的に地域活動を行うことを目的として、附属地域センターを設置している。同センターは、臨床福祉サービス(相談活動)、コミュニティ実践(地域福祉活動)、オープン化事業の 3 つを柱として各種活動を展開している。教育面では、「地域をテキストとして学ぶ」を基本的なコンセプトとして、学生が地域の人々に対する聞き取り調査や実践を通して、観察力・分析力を高める「演習・コミュニティアワーⅡ」を開学以来実施する等、教育のなかにおいても地域とのつながりを重視している。この「演習・コミュニティアワーⅡ」の 1 年間の成果は、報告会の開催を通して、福祉施設等の関係者や市民にも公表している。また、地域との連携を強めるとともに、学生が自分たちの学ぶ大学が所在する赤穂市や地域についての理解を深めることを主な目的とする「赤穂学」を開講している。

関西福祉大学

Ⅱ 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、「福祉社会をつくる人間を育成する人間教育」と「地域に密着した社会福祉研究の推進」を設置の趣旨として、平成 9(1997)年 4 月、兵庫県赤穂市との公私協力方式によって、関西で最初の社会福祉の単科大学として開学した。

開学当初は社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で入学定員 200 人、収容定員 800 人であったが、平成 13(2001)年度より、入学定員 220 人、3 年次編入学定員 25 人、収容定員を 930 人とし、更に平成 17(2005)年度には、入学定員を 250 人とし、収容定員は 1,050 人となった。

また、開学から 10 年目となる平成 18(2006)年度に、入学定員 80 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 340 人の看護学部看護学科を設置し、2 学部 2 学科体制となった。

なお、平成 20(2008)年 4 月に社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻と子ども福祉専攻を置いた。また、平成 21(2009)年 4 月に、入学定員 10 人、収容定員 20 人の大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を設置した。

平成 22(2010)年度には社会福祉学部の入学定員を 50 人減じ、200 人、3 年次編入学定員 10 人(社会福祉専攻)とし、収容定員は 985 人となった。

更に、平成 24(2012)年 4 月に、入学定員 6 人、収容定員 12 人の大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設置した。

また、新たに発達教育学部児童教育学科を平成 26 年 4 月の開設に向けて準備を進めている。

本学を設置する学校法人関西金光学園の沿革は次のとおりである。

沿革（ゴシック体は本学の沿革）

年・月	内 容
大正 15 年 2 月	私立静徳高等学校創立
昭和 23 年 4 月	進修高等女学校、大軌高等女学校、浪花高等女学校の 3 校を合併し、浪花女子中学校、浪花女子高等学校と改称（平成 11 年 4 月金光藤蔭高等学校、平成 24 年 4 月 1) 関西福祉大学金光藤蔭高等学校に改称)
昭和 26 年 3 月	私立学校法制定により学校法人浪花金光学園と改称（平成 6 年 6 月関西金光学園と改称)
昭和 57 年 4 月	金光第一高等学校設置（平成 11 年 4 月 2) 金光大阪高等学校と改称)
昭和 60 年 4 月	金光第一高等学校八尾学舎設置（昭和 62 年 4 月 3) 金光八尾高等学校設置)
平成 9 年 4 月	関西福祉大学開学 社会福祉学部
平成 18 年 4 月	関西福祉大学 看護学部 開設
平成 20 年 4 月	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻、子ども福祉専攻を設置
平成 21 年 4 月	関西福祉大学 大学院 社会福祉学研究科 開設
平成 24 年 4 月	関西福祉大学 大学院 看護学研究科 開設

注) 1) 2) 3) は、関西金光学園系列高校

関西福祉大学

2. 本学の現況

(1) 大学名 関西福祉大学

(2) 所在地 〒678-0255 兵庫県赤穂市新田 380-3

(3) 学部等の構成

社会福祉学部社会福祉学科と看護学部看護学科の2学部2学科よりなる。

また、社会福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)と看護学研究科看護学専攻(修士課程)の2研究科2専攻からなる大学院を設置している。学生数、教職員数は次のとおりである。

1) 学生数

①学部 (人)

区 分	1年次	2年次	3年次	4年次以上	合 計
社会福祉学部 社会福祉学科	1 2 1	1 2 7	1 5 1	1 7 8	5 7 7
看護学部 看護学科	1 0 7	8 9	8 9	9 9	3 8 4
合 計	2 2 8	2 1 6	2 4 0	2 7 7	9 6 1

②大学院 (人)

区 分	1年次	2年次	合 計
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻(修士課程)	1	4	5
看護学研究科 看護学専攻(修士課程)	6	6	1 2

2) 学部の教員数 (人)

区分	学長	専任教員					助手	合計	兼任 教員
		教授	准教授	講師	助教	計			
社会福祉学部	1	1 2	1 0	6	1	2 9	0	2 9	5 1
看護学部		1 2	5	5	3	2 5	6	3 1	3 4
合計	1	2 4	1 5	1 1	4	5 4	6	6 0	8 5

3) 大学院の教員数 (人)

区分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	兼任 教員
社会福祉学研究科	8	6	0	0	0	1 4	1
看護学研究科	1 1	4	0	0	0	1 5	8

※社会福祉学研究科及び看護学研究科の教員は、各学部の専任教員が兼務している。

4) 職員数 (人)

正職員	嘱託・非常勤・派遣職員	合計
3 3	1 4	4 9

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡素な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、本学及び大学院の使命・目的をそれぞれ次のとおり定めている。

表 1-1-1

関西福祉大学	<p>関西福祉大学は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを使命・目的とする。</p> <p>＜関西福祉大学学則第 1 条＞</p>
関西福祉大学大学院	<p>学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉及び保健・医療分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養を使命・目的とする。</p> <p>＜関西福祉大学大学院学則第 1 条＞</p>

以上の使命・目的を受けて、学部別・研究科別に次のとおり教育目的を定めている。

表 1-1-2 学部別・研究科別教育目的

社会福祉学部	<p>人間の尊厳を大切にする『福祉の心』を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、広い視野から福祉社会の発展に大きく貢献できる人材の育成を図る。</p> <p>【社会福祉専攻】 生活に課題を抱えた人々に気づき、その問題解決を図る能力を習得することで、人が人として大切にされる福祉社会の創造に貢献できる人材を育成する。</p> <p>【子ども福祉専攻】 子どもの育ちと子育てを支え、ソーシャルワークの知識・技術を保育に展開し、子どもが大切にされる社会を創造する人材を育成する。</p> <p>＜2013 学生ハンドブック社会福祉学部＞</p>
看護学部	<p>生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会および国際社会に貢献しうる質の高い実践能力のある看護専門職者を</p>

関西福祉大学

	育成する。さらに、時代の変化に対応した教育を実践して看護学の発展に寄与する人材を育成し、人々の健康と福祉の向上に貢献する。 ＜2013 学生ハンドブック看護学部＞
社会福祉学研究科	社会福祉における高度な専門職業人の養成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成する。 ＜関西福祉大学大学院学則第5条＞
看護学研究科	高度な専門的知識を発展させ、看護の研究的視点をもつ看護実践者であり、更に臨地教育・指導が出来る人材を育成する。 ＜関西福祉大学大学院学則第5条＞

以上のように、使命・目的及び教育目的は、その意味、内容は具体的で明確に示されている。

1-1-② 簡素な文章化

本学の建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を踏まえて定められた使命・目的及び教育・目的は、本学学則・大学院学則や、学生ハンドブック・本学ホームページに簡潔な文章で明確に文章化されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、引き続き、使命・目的及び教育目的の学内における周知・浸透を徹底するとともに、学外における理解を円滑に得られるよう、使命・目的及び教育目的に係る具体性と明確性、並びに簡素な文章化を確保・継続しつつ、本学を取り巻く環境の変化、特に社会が求める大学に対するニーズの変化などを踏まえ、随時、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施していく。

【資料 1-1-1】 関西福祉大学 学則第1条

【資料 1-1-2】 関西福祉大学大学院 学則第1条・第5条

【資料 1-1-3】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部 P.4

【資料 1-1-4】 2013 学生ハンドブック 看護学部 P.4

【資料 1-1-5】 大学ホームページ[教育情報の公開]

<http://www.kusw.ac.jp/introduction/public/#01>

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

＜1-2 の視点＞

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、兵庫県赤穂市との公私協力方式で開学し、地域社会の発展に貢献する開かれた大学として、兵庫県赤穂市との協調・協同関係の構築、地域社会との良好な関係の維持及び地域社会への貢献に特に力を注いできた。そのなかで、地域との連携・貢献を通じて、地域から必要とされる大学をめざし、実践していることが本学の個性・特色である。そのことは、基本理念に「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」を定め、各学部、各研究科の目的等にも具体的に表現しており、教職員・在学生・受験生及び一般社会に対して明示している。

1-2-② 法令への適合

本学は、学則第1条に、「関西福祉大学（以下「本学」という。）は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを使命・目的とする。」と定めている。これは、学校教育法第83条第1項の、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」との規定に合致している。

また、大学院学則第1条に、「関西福祉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉及び保健・医療分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養を使命・目的とする。」と定めており、これは、学校教育法第99条第1項の、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」との大学院の規程に合致するものである。

大学設置基準第2条の「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」との規定があるが、社会福祉学部、看護学部とも教育目的を、学生ハンドブックやホームページに掲載しているものの、学則には定めていない。

1-2-③ 変化への対応

各研究科、各学部では、研究科委員会、教授会及び教務委員会等を中心として、それぞれの（教育）目的が、その時点において、研究科、学部を取り巻く様々な状況やニーズに合致しているか、また、改善・変更の必要性がある場合に、教育課程や教育方法をどう変えていくかを検討することとしている。

また、社会福祉学部の志願者が近年継続的に減少していること、および看護学部においては近年看護系大学・学部の新設が相次ぐ中でより社会のニーズに適合した学部を旨ざすことを目的として、平成25年3月に、新たに社会福祉学部再構築プロジェクト及び看護学部再構築プロジェクトを設置し検討を進めている。

また、学部を越えて教育理念を共有化することは今後さらに進めなければならない。現在の両学部に加え、さらには平成26年度開設をめざして準備を進めている、発達教育学

関西福祉大学

部を含む新たな基盤作りをめざして、「教育理念に関するプロジェクト」を設置し、人材養成の前の人間教育を如何にすべきかを主体とした教育理念を検討しているところである。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

法令への適合性を維持しつつ、随時、変化する社会や学習者のニーズへの対応や社会連携・地域貢献に係る本学の役割を踏まえ、必要に応じて、継続的に使命・目的及び教育目的の見直しを実施していく。

社会福祉学部、看護学部の教育目的は学則に定める予定である。

【資料 1-2-1】 関西福祉大学学則 第 1 条

【資料 1-2-2】 関西福祉大学大学院 学則第 1 条

【資料 1-2-3】 社会福祉学部再構築プロジェクト報告書

【資料 1-2-4】 看護学部再構築プロジェクト報告書

【資料 1-2-5】 教育理念に関するプロジェクト報告書

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は、教授会の審議を経て、理事会に上程され決定されている。このような手続きを経ていることから、役員理解と支持が得られていると言える。教員や職員に関しては、教授会の下に設置されている関係委員会の構成員として関わっている。さらに、教員については、教育職員会議で、職員については、事務局連絡調整会議を経て各課のミーティングで周知され理解と支持が得られる仕組みができています。

また、使命・目的と教育目的の明確性・適切性等に係る自己点検・評価は毎年実施し、その結果を自己点検評価報告書に記載している。報告書は、平成 23 年度までは、印刷して役員や教職員に配布していたが、紙面だと、配布範囲が限られることから、平成 24 年度より、広く内外に周知するため、ホームページにアップして、随時閲覧できるようにしている。

1-3-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、ホームページにより、広く学内外に周知を図っている。学

関西福祉大学

生に対しては、学生ハンドブック・院生ハンドブックへの記載、入学式における理事長の告示、学長の式辞において説明しているほか、各学期の授業開始前に実施される各年次の学生オリエンテーションのなかで学長・学部長が説明を行っている。教職員に対しては、学生ハンドブック・院生ハンドブックへの記載を通して周知を図っている。また、毎年、年度当初に開催している、全教職員が参加する、教職員合同会議においても、学長が説明を行っている。受験生、保護者及び社会に対しては、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス等で説明を行い、市民等が参加する行事における学長等の挨拶のなかで説明する等、周知に努めている。保護者に対しては、教育後援会（保護者会）、教育懇談会（毎年、大学祭の開催に合わせて開催する教育後援会行事。保護者に対して大学の状況説明等を行っている）の場において、学長・学部長の挨拶を通して周知を図っている。学生の就職先となる福祉関連施設、医療機関、企業等に対しては、施設・機関・企業訪問の機会を通じて周知に努めている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

(1) 中長期的な計画への反映

本学は、平成21年度に、同年を基点とする「関西福祉大学 中期（5ヶ年：平成21～25年度）計画」を策定した。この計画策定の目的は、「学生募集状況が厳しく、志願者・入学者の確保が非常に困難な時期にあつて、大学の使命・目的を達成するため、入学者を安定的に確保し、もって財源の安定的な確保を図る。また、大学及び各学部等の教育内容の充実、魅力化及び他大学との差別化を図りつつ、長期的な視点に立ったあるべき学像を見出し、その実現のための合理的な運営体制の基盤を構築する。」としている。本計画は、教育改革、学生募集、人事、財政、施設・設備の5つの柱で構成されており、特に、教育改革計画については、使命・目的及び教育目的を踏まえ、これを達成するための専門職業教育の在り方などについて検討を行う旨を記載している。このように、中期計画は、使命・目的及び教育目的を反映したものであると言える。

(2) 3つの方針への反映

(ア) アドミッションポリシー

本学は、各学部・研究科ともアドミッションポリシーを定めているが、これらは大学、各学部、各研究科の使命・目的及び教育目的を踏まえて設定したものである。

(イ) カリキュラムポリシー

各学部・研究科とも、それぞれの教育目的及び質の高い専門職者を養成するという教育目的の共通的要素を十分に踏まえ、教育課程を編成している。

(ウ) ディプロマポリシー

学位については、それぞれの学部、研究科において、使命・目的及び教育目的を反映して編成された教育課程を修め、所定の要件を満たした者に対して、卒業を認め、学位を授与している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

関西福祉大学

2-1-①で示した、使命・目的及び教育目的を達成するために、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻では、社会福祉の専門職育成を柱とし、高齢者福祉、精神保健福祉、地域福祉等の福祉の幅広い分野で活躍できる人材の育成をめざし、社会福祉士に加え、精神保健福祉士、認定心理士、高校教諭（福祉）等の養成課程を設け、子ども福祉専攻では、児童福祉の幅広い分野で活躍できる人材の育成をめざし、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭の養成課程を設けている。

また、看護学部では、看護師、保健師、養護教諭の養成課程を設け、保健・医療分野で活躍できる人材の育成をめざしている。

大学院社会福祉専攻科では、原理研究、政策研究、実践研究、国際社会開発研究の4つの研究領域を設け、社会福祉の高度専門職業人の育成をめざしている。

大学院看護学研究科では、看護システム管理学、療養生活看護学、健康生活看護学の3つの研究領域を設け、看護の研究的視点をもつ実践者、指導者の育成をめざしている。

以上のように、本学の教育研究組織は、建学の精神に基づくそれぞれの使命・目的及び教育目的を達成するための組織として設置しているものであり、使命・目的及び教育目的と各教育研究組織の構成は整合していると言える。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性を裏付けるそれぞれの材料のうち、「役員、教職員の理解と支持」、「学内外への周知」については、平成21(2009)年度の認証評価の受審以降、建学の精神の徹底した部内外への周知とともに、積極的に実施できた。平成23(2011)年度には、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の建学の精神に係る共通理解を促進するための、それぞれの分かりやすい解説を定め、学内の主要な箇所に掲示するとともに、全役員及び教職員に配布し周知した。学生には、「建学の精神の意味するところ」を入学時に配布し、周知した。また、大学のキャンパス内の主要箇所に「建学の精神」とともに掲示した。このことが、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的の理解や支持、また、大学が実施する学内外への積極的な周知にもつながっている。さらに、平成25年度より、一般教養科目の中に「建学の精神の学び」を整備し、「建学の精神」の実現と「福祉の心」を基盤とする福祉・看護の社会人の育成をめざしていく。

「中長期的な計画への反映」について、計画策定にあたり、(使命)目的と(教育)目的を踏まえることを強く認識したものの、個別具体的な各計画への反映という点では更に着意・工夫が必要であり、次期計画策定にあたっては、この点に十分に留意することとする。

「3つの方針への反映」について、それぞれの方針自体は概ね明確にできているものの、カリキュラムポリシーと、ディプロマポリシーについては、その名称を用いていなかったことから、平成25(2013)年度中に、その名称を用いるとともに内容の見直しを予定している。

【資料 1-3-1】 関西福祉大学学則 第1条

【資料 1-3-2】 関西福祉大学大学院学則 第1条

【資料 1-3-3】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部 P.4

【資料 1-3-4】 2013 学生ハンドブック 看護学部 P.4

【資料 1-3-5】 大学ホームページ[教育情報の公開]

<http://www.kusw.ac.jp/introduction/public/#01>

【資料 1-3-6】 「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の解説文

【資料 1-3-7】 「建学の精神の意味するところ」

【基準 1 の自己評価】

本学では、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」という建学の精神を基盤として、大学、各学部、大学院、各研究科の使命・目的及び教育目的を明確に定めている。これらの内容は、簡潔かつ明確な表現を使用して、具体的に記載されている。また、これらは、「学校教育法」に規定される大学、大学院の目的を踏まえており、法令にも適合している。使命・目的及び教育目的は、本学HPや様々な広報資料等を通じて内外に公表・周知できている。

「中長期的な計画への反映」について、計画策定にあたり、使命・目的と教育目的を踏まえることを強く認識したものの、個別具体的な各計画への反映という点では更に着意・工夫が必要であり、作成を予定している次期中期計画（平成 26～30 年度版）において、この点を十分に考慮することとする。

「3つの方針への反映」について、それぞれの方針は概ね明確化されている。これにより、基準 1 全体において求められる要件を満たしていると評価する。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

関西福祉大学（以下「本学」）の入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、建学の精神に基づくそれぞれの教育方針に応じて学部・学科・専攻科別及び大学院各研究科別に明確にしている。

表 2-1-1 学部・研究科別アドミッションポリシー

社会福祉学部	人の幸せを願い、その実現に役立ちたいと思っている人 (1) 社会福祉学科社会福祉専攻 人との関係を大切にし、人々の生活課題を解決したいと思っている人 (2) 社会福祉学科子ども福祉専攻 子どもが育つ世界に深い共感と感心を寄せることができる人 (3) 社会福祉学科 A0 入試 人の役に立つことに喜びを感じる人 ①誰にでも親切な人 ②あいさつがきちんとできる人 ③誠実に行動できる人 ④継続して部活等に取り組んでいる人
看護学部	「その人らしさ」を守り、健康生活の向上にむけて貢献したいと思っている人
社会福祉学研究科	社会福祉学の原点に帰り、福祉実践、福祉政策、福祉文化の総合的な研究を深めます。その知見をもとに地域社会の再構築と、国際的な課題にも積極的に貢献できる社会福祉の専門職業人の養成を目指します。
看護学研究科	(1) 明確な目的意識をもち、真摯に学び継続できる人 (2) 看護の向上に寄与したいと願い、看護職者としての使命感・責任感があること

関西福祉大学

	(3) 科学的な思考能力を有し、探究心が旺盛であること。 豊かな感受性と高い倫理観を重要視し、人間関係の形成に理解があること。
--	--

アドミッションポリシーの周知については、大学ホームページ、入試ガイド、学生募集要項、に明記している。入試ガイドや、学生募集要項は、資料請求者への配布の他、高校訪問活動の際に、配布し説明している。また、受験生・高校生及びその保護者を対象としたオープンキャンパス、進学相談会、高校内ガイダンスで配布し、入学者受入れ方針について説明している。

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

入学者の選抜については、学部・学科及び専攻の入学者受け入れ方針や、教育目標等を踏まえて、表 2-1-1 のとおり、多彩な入試方式を導入している。

表 2-1-2 平成 25(2013)年度 選抜方法一覧

＜社会福祉学部社会福祉学科＞

入試区分		選抜方法
特別推薦入試（内部進学）		面接と調査書を総合して選抜
指定校推薦入試		面接と調査書を総合して選抜
社会人特別選抜入試	I 期・II 期	小論文と面接を総合して選抜
AO 入試	一般選抜自己推薦方式	ボランティア活動等の社会活動、課外活動、生徒会活動等の活動歴や特技を証明する資料・調査書等の書類審査と面接を総合して選抜
	一般選抜セミナー方式	セミナー受講後のレポートと調査書等書類審査、面接を総合して選抜
公募制推薦入試	11 月 S 日程	小論文・面接・調査書を総合して選抜
	11 月 A 日程	国語(現代文)基礎テスト・自己推薦書・調査書を総合して選抜
	11 月 B 日程	国語(現代文)基礎テスト又は小論文・面接・調査書を総合して選抜
	12 月 日程	国語(現代文)基礎テスト又は小論文・面接を総合して選抜
一般入試	前期日程	国語・世界史・日本史・数学・英語の中から 2 科目選択。選択した 2 科目のうち、高得点科目を 2 倍に計算し、もう一方の科目の得点と合算して選抜
	後期日程	国語・英語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜
大学入試センター試験利用入試	前期日程	大学入試センター試験教科科目のうち、外国語を必須科目とし、その他の 5 教科から、高得点の 2 科目の合計得点により選抜
	後期日程	大学入試センター試験 6 教科の中から、高得点の 2 科目の合計得点により選抜
3 年次編入学入試	一般	小論文・面接を総合して選抜
	協定校	面接と出願書類を総合して選抜

関西福祉大学

<看護学部看護学科>

入試区分		選抜方法
特別推薦入試	内部進学	面接と調査書を総合して選抜
	指定校推薦入試	面接と調査書を総合して選抜
社会人特別選抜入試	I期・II期	小論文と面接を総合して選抜
公募制推薦入試	11月A日程	国語(現代文)基礎テスト・自己推薦書・調査書を総合して選抜
	11月B日程	国語(現代文)基礎テスト・面接(調査書参考)を総合して選抜
	12月日程	国語(現代文)基礎テスト・面接(調査書参考)を総合して選抜
一般入試	前期日程	英語・国語から1科目、数学・生物から1科目の計2科目選択。選択した2科目の合計得点により選抜
	後期日程	国語・英語・数学の中から2科目選択。選択した2科目の合計得点により選抜
大学入試センター試験利用入試	前期日程 後期日程	大学入試センター試験教科科目のうち、外国語(英語)を必須科目とし、国語・数学・理科の3教科から、高得点の2科目の合計得点により選抜
3年次編入学入試	一般	専門科目・小論文・面接を総合して選抜

<大学院社会福祉学研究科>

入試区分	選抜方法
一般入試	英語・専門科目・面接(研究計画書参考)を総合して選抜
社会人入試	小論文・面接(研究計画書参考)を総合して選抜
外国人留学生入試	専門科目・面接を総合して選抜

<大学院看護学研究科>

入試区分	選抜方法
一般選抜入試	英語・看護専門科目・面接と出願書類(研究計画書、志願理由等)を総合して選抜
社会人特別選抜入試	小論文・面接と出願書類(研究計画書、志願理由等)を総合して選抜

入試制度については、入試委員会がそれぞれの入試区分に応じて表 2-1-1 に示す入試方法(選抜方法、試験科目)等制度内容案を策定し、教授会における審議を経て決定する。入試問題の作成は問題作成委員会が担当し、入試の実施については教職員で編成する入試センターが所管している。入学試験実施に際しては、入試実施要領を作成し、注意事項の説明の統一化及び試験担当者の業務分担を行い、全学体制で準備から実施までを行っている。特に試験の当日は試験実施本部を設け、全ての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を保持している。試

関西福祉大学

験実施後の合格者の選抜にあたっては、入試区分ごとに試験結果を踏まえて可否の判定を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員に対する学生受入れ数の比率は表 2-1-3 の通りである。平成 25 年度の入学定員に対する入学者比率は、社会福祉学部が 0.55 倍、大学院社会福祉学研究科が 0.20 倍となり、社会福祉学部は 1.0 倍となった平成 19 年度を最後に平成 20 年度以降、大学院社会福祉学研究科では開設以来、入学定員を充足していない状況が続いている。

看護学部の入学者比率は、4 年間の平均が 1.19 倍と適切な人数を維持している。一方、社会福祉学部の学生募集については、全国的に社会福祉分野の志願者が減っているという現状がある。平成 23 年度より学生募集のための広報活動として、①Face to face（高校生個人々人への直接 PR）、②近隣高校との高大連携、③細やかな PR 活動の 3 点を強化し、高校生および保護者を対象に「社会福祉」のイメージの向上を図っている。

具体的には、高校内ガイダンス・模擬授業・出張講義等への積極的参加や、赤穂高等学校内及び関西福祉大学金光藤蔭高等学校で開講されている福祉科目への講師派遣、インターネット（YouTube や Facebook など）を活用した学生ボランティア活動・授業内容の公開などに取り組んだ。

従来の子ども福祉専攻については、児童教育・幼児教育分野への高校生の関心を鑑み、平成 26 年 4 月、発達教育学部 児童教育学科を開設し、教育分野を専門的に学べる大学としてあらたなスタートを切り、積極的に PR している。

また、平成 23 年度からの取り組みとして、オープンキャンパス当日の運営に在学生在を CA（キャンパス・アテンダント）として配置し、教育内容や雰囲気などを具体的に知ってもらえるよう高校生と在学生在が接する機会を増やして、志望順位を高めることに取り組んでいる。さらに、平成 25 年度は、在在学生や卒業生のパネルディスカッション企画を取り入れ、本学での学びの魅力を生の声で伝える工夫をした。

なお、大学院社会福祉学研究科の学生募集について、実習先や地域の福祉・医療機関等に資料を配布する、学内で説明会を開催するなど、学内外に対しての広報活動を実施している。

表 2-1-3 入学定員数に対する入学者数比率推移

学部・大学院	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			
	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	
社会福祉学部	社会福祉専攻	160	144	0.90	160	132	0.83	160	97	0.61	160	88	0.55
	子ども福祉専攻	40	45	1.13	40	31	0.78	40	32	0.80	40	33	0.83

関西福祉大学

看護学部	看護学科	80	90	1.13	80	93	1.16	80	90	1.13	80	107	1.34
大学院	社会福祉学 研究科	10	4	0.40	10	3	0.30	10	1	0.10	5	1	0.20
	看護学研究 科	—	—	—	—	—	—	6	6	1.00	6	6	1.00

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

1) 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）について

アドミッションポリシーは、入試ガイド、募集要項及びホームページに掲載し、広く学外に周知しているが、入試説明会や進学相談会においても、丁寧に説明し、これに共感する入学者を増やすことをめざす。

また、平成 26 年度開設予定の発達教育学部の新設に合わせて、アドミッションポリシーの見直しをする予定である。具体的には、平成 25 年度中に、社会福祉学部は、専攻別及びAO単体のものを廃止し、学部 1 本化する。社会福祉学研究科は、文言を整える予定である。

2) 学生募集について

近年実施している受験生個人々々人に対する細やかなPR活動を継続しながら、範囲を広げた広報活動を展開して大学および大学院の認知度の向上を図る。具体的には、交通広告など広範囲に大学名を掲出する広告媒体を利用する、情報収集ツールとして利用率の高いインターネット・サービスを活用して大学からの情報発信頻度を増やすなど、受験生とその保護者だけでなく、社会に対して大学をPRしていく。平成 25 年度には、インターネット・サービスのあらたなソースとして公式ブログ、LINE の開設をした。さらにテレビコマーシャルの放映なども行う予定である。

また、両学部・両大学院ともに、資料請求やオープンキャンパス等で接点を持った高校生・受験生に対して、時期に合わせたダイレクトメールの発送等を行い、興味・関心を引き続けるとともに、本学の長所である『面倒見の良い大学』が実感できる関係作りに繋げる。

【資料 2-1-1】 大学ホームページ <http://www.kusw.ac.jp/pdf/disclo/4-1.pdf>

【資料 2-1-2】 2013 入試ガイド

【資料 2-1-3】 平成 25 年度学生募集要項

【資料 2-1-4】 関西福祉大学 入試センター規程

【資料 2-1-5】 関西福祉大学 会議組織規程細則：別表 2：各会議分掌：入試委員会

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「評価の視点」 2-2 を満たしている

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献し得る有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを目的として学則に定めている。これを受けて、各学部及び研究科の目的を設定し、カリキュラムポリシーに反映している。

なお、この目的、カリキュラムポリシーは、ホームページに掲載するなど学内外に公表し、周知している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

<社会福祉学部>

社会福祉学部の教育課程は教育目的の達成のために、社会福祉士(ソーシャルワーカー)養成教育を中核に据え、「教養科目」「専門科目」「演習・卒業研究」「資格科目」をもって編成している。教養科目は両専攻共通として、各専攻の専門科目は、次のような編成方針をとっている。

社会福祉専攻における専門科目は、社会福祉の基礎科目群と専門科目群から成る。

子ども福祉専攻における専門科目は、保育・幼児教育関連科目群と社会福祉の基盤科目群から成る。

更に、両専攻において、学生のニーズに応えるため、各種資格・免許状等の取得が可能な教育課程を設けている。

1) 社会福祉専攻で取得可能な資格・免許状

①社会福祉士国家試験受験資格

②精神保健福祉士国家試験受験資格

③教員免許状(高等学校教諭一種免許状「福祉」・「公民」、中学校教諭一種免許状「社会」)

④認定心理士

⑤スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定資格

2) 子ども福祉専攻で取得可能な資格・免許状

①保育士

②幼稚園教諭一種免許状

③社会福祉士国家試験受験資格

④スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定資格

社会福祉学部の教育方法として、問題発見能力・解決能力等のソーシャルワーカーに必要な実践力を養うために、少人数教育、フィールドワーク、実習・演習教育に力点を置いている。実習については、社会福祉学部実習指導室を設置し、担当教員が事前指導、実習打合わせ、懇談会、巡回指導、事後指導、報告会、報告集の作成の指導にあたっている。

また、演習では、「演習・コミュニティアワーⅡ」は、地域を教材として学外において市

関西福祉大学

民と交流する能動的な体験学習を行い、自ら考え実践する力を身につけ、報告会で発表する等本学の特色ある教育方法を実施している。

<看護学部>

教育目的達成のために、以下のとおり教育目標を設定している。

- 1) 豊かな人間性を育み、ヒューマンケアリングが実践できる能力を養う。
- 2) 看護の独自性を発揮し、保健・医療・福祉チームで連携・協働できる能力を養う。
- 3) 国際社会及び地域社会の健康に対する多様なニーズに貢献できる能力を養う。
- 4) ヒューマンケアに対する科学的探究心や創造性をもち、生涯学習へ主体的に取り組む姿勢を養う。

看護学部の教育課程は、本学の「人間平等」「個人尊重」「和と感謝」の建学精神を踏まえ、看護師・保健師養成教育を中核に据え、「一般教養」「看護実践の基盤」「看護の発展」「資格科目」をもって編成している。とくに豊かな人間性を育み、ヒューマンケアリングが実践できる看護職者を養成することを重視し、初年度に、看護実践の基盤に、人間理解、健康の理解、看護の理解を設定している。看護の理解では、ヒューマンケアリング科目を設け、それを基盤とし、看護の発展科目へと進めている。最終年次でヒューマンケアリング実習を行い4年間のまとめとしている。また、保健師国家試験受験資格、養護教諭一種免許状が取得できる教職課程を設けている。

教育方法においては、実践能力のある看護専門職者を養成するという教育方針(目的)を達成するため、看護学実践を重視している。このため、実習教育は、実習による学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力の習得を目指すこととしている。

看護教育の目的達成と学生の意識の向上を図るために、1年次生に対しては、前期に基礎看護実習Ⅰを実施し、2年次生に基礎看護実習Ⅱや家庭訪問実習を実施することとした。更に、4年次に実施していた小児看護援助実習は、3年次後期に実施する。

これと並行して、更に1年次生においては、看護専門職者としての意識高揚、大学生としての心構え、大学生活の過ごし方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法、読書と感想文、望ましい人間関係のあり方等について、グループワークやロールプレイ、個別学習等を実践し、主体的な学び、探究することの楽しさを見出す導入教育としての「教養ゼミナール」を開講している。このような少人数の演習教育の授業は、3年次生を対象に、看護専門職者に不可欠な科学的探究心と研究能力を養う「看護学ゼミナール」、4年次生を対象に、看護学の関連知識を統合し、総合的な看護能力を養う「看護研究法」「看護研究Ⅰ・Ⅱ」を設けている。また、各領域の看護技術を習得するための授業においても、少人数制の演習形式の授業を取り入れている。

<大学院社会福祉学研究科>

大学院社会福祉学研究科の教育目的を達成するために、教育課程は、社会福祉理論・歴史・哲学(思想)研究領域、社会福祉政策研究領域、社会福祉実践研究領域、国際福祉開発研究領域の4領域と修士論文作成のための研究指導で構成される。また、研究科の教育目的をより明確にした教育を実施するために、社会福祉理論・歴史・哲学(思想)領域内の社会福祉学研究特講と社会福祉学研究演習、および社会福祉実践研究領域内の社会福祉

実践研究特講を必修にし、さらに国際貢献のために国際福祉開発研究特講と国際福祉開発研究演習を設けている。院生の研究テーマ決定にあたっては、従来から学生の希望を尊重し、研究指導の時間を設定し、指導教員制の下に、学生の経験、能力等に十分配慮した指導を行っている。

<大学院看護学研究科>

教育目的を達成するため以下とおり教育目標を設定している。

- 1) 人々を自然の中で生かされている存在として捉えることができる。
- 2) 対象のありのままの生活を基盤に、その人の求めている方向でケアを提供することができる。
- 3) ケアの提供に当たっては健康課題を有する個人だけではなく、家族やその対象が属する集団や地域を含めて支援することができる。
- 4) 治療回復過程及びライフステージにあわせたケアが計画でき、かつ、実践することができる。
- 5) 医療機関等施設、地域を問わず関係機関、関係職種と連携し、協働することができる。

看護学研究科の教育課程は、学部教育を継承し発展させるために、学部の教育課程の「看護実践の基盤」と「看護の発展」に分類されている全ての科目を統合・再編成して、「実践看護学」という領域を設け、「看護システム管理学」、「療養生活看護学」、「健康生活看護学」の3専攻分野を設けている。

「看護システム管理学」は、『看護実践の基盤』と『看護の発展』の“総合看護”を土台にしてあらゆる看護場面に共通する看護実践のあり方、看護管理、ケアマネジメントの視点から看護の質の保証等を探求する

「療養生活看護学」は、『看護の発展』の“療養生活援助論”を土台として発展させるもので、特化された健康課題をもち医療受容過程にある対象者の看護のあり方を探求する。

「健康生活看護学」は、『看護の発展』の“健康生活援助論”を土台として発展させるもので、潜在的な健康課題をもつ対象者に対する看護のあり方を探求する。

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

「大学の理念・目的」、「学部の理念・目的・教育目標、人材育成の目標・教育課程の編成方針」のそれぞれの関係性が、より明確となるよう検討を行い、教育改革や社会情勢の変化に対応して、教育課程編成方針や教育課程の編成の適宜内容の見直しを図る。また、教授方法について、単位の実質化の観点から履修単位数の上限設定や履修上の制限、授業時間外の学修の具体的な指示・指導についても検討を行うとともに、多様化する入学生の特性やニーズにも配慮し、より教育効果が高められるよう具体的な工夫や開発を行う。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「評価の視点」2-3 を満たしている

(2) 2-3-①の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学修支援及び授業支援について、教員及び職員で構成される学生委員会が中心となり、学生支援課、教務課、キャリア開発課、附属図書館等の関係各課及び各学部学科と連携をとりながら、行っている。

具体的には、履修指導から学修の進め方、さらには成績・単位修得に関する指導・支援、図書館での蔵書検索や他大学等の図書館が利用する相互利用等の方法の指導を行うレポート及び論文作成等の支援を行っている。また、学士課程では、専任教員が学生一人ひとりを担当し、主に履修指導・進路指導・休学及び退学に関する指導等を行うアカデミック・アドバイザー制度を設けており、中途退学者及び留年者への対応も行っている。大学院では研究指導教員がこの役割を担っている。

学部学生の教育効果を高めるため、TA制度を設け、本学大学院生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることによって、大学院の研究教育の充実振興、学部教育の充実並びに後継者の育成を図るためこととしている。

学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとして、現在、学生による授業評価アンケートを全学で実施している。アンケート実施後、アンケートの集計結果を各教員に配布し、学修及び授業支援のために役立てている。

(3) 2-3-①の改善・向上方策(将来計画)

今後も、学生委員会等の関連する委員会の運営に携わる教職員の協働体制により、学生の修学上の到達目標を達成できるよう、今後、よりきめ細かな対応をしていくための学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制等の検討を行う。また、退学、留年等の実態及び原因分析、改善方策について、さらに検討を行い、改善を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「評価の視点」2-4 を満たしている

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については「関西福祉大学学則」「関西福祉大学大学院学則」「関西福祉大学社会福祉学部履修に関する規程」「関西福祉大学看護学部履修に関する規程」「関西福祉大学看護学部進級・卒業認定に関する規程」「関西福祉大学大学院学位授与に関する規程」に基づいて行っている。

《学部》

【成績評価】

成績評価基準については、社会福祉学部及び看護学部とも共通とし、表 2-4-1 のとおりである。

表 2-4-1 成績評価基準

成績区分	A	B	C	D	X
成績の素点	80点 ～100点	79点 ～70点	69点 ～60点	59点以下	定期試験見受験 ・受験資格未充足
合否区分	合格			不合格	評価なし

授業科目の成績評価は、試験、レポート、発表内容、授業への参加度、出席状況等、多面的な基準を設定している。いずれの評価方法を採用するかは、授業の形態、目的などが各々の科目により異なるため、各科目担当教員が適切に評価し、成績を付与している。科目ごとの評価基準については、学生ハンドブック及び本学ホームページに掲載しているシラバスの「単位認定基準」に明示している。また、付与された成績評価について、学生が自己の学修状況を踏まえ疑義のある場合は、所定の手続きを経て、科目担当者に成績の確認をすることもできる。

【進級基準】

進級基準は、看護学部において、2年次から3年次へ進級する際に設けられており、学生へは学生ハンドブックに掲載しオリエンテーション等により説明を行い周知している。具体的には、1・2年次履修の必修科目数が3科目以上ある場合は、進級できないこととなっており、2科目以内であっても、当該科目の内容・実施形態等によっては進級できない場合がある。

【卒業・修了要件】

学士課程における卒業要件は、本学学則第40条に定めるとおり、4年以上の在籍と、指定された卒業単位数以上を修得した場合、学長が学位を授与している。卒業単位数は、社会福祉学部130単位、看護学部124単位となっている。

また、修士課程における修了要件は、本学大学院学則第18条に定めるとおり、2年以上在籍し、所要の科目について、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、本学大学院の行う審査及び最終試験に合格した場合、研究科委員会の議を経て、学長が学位を認定している。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

今後も、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用を行っていく。また、単位の実質化の観点から、履修登録の上制限やGPA(Grade Point Average)制度の導入についての検討を行っていく。

更に、各学部学科のディプロマポリシーが明確に学内外に公表されていない実情を踏まえ、これを整理し今年度中にホームページに掲載するなどして公表していく。尚、現時点で検討中の両学部のディプロマポリシーは以下のとおりである。

＜社会福祉学部＞

次に示す3項目の能力・素養を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

- (1) どのような時代が来ても、ほんとうに大切なことを見極められる素養と人間性を身につける。
- (2) 人や地域が抱えている課題を見極め、その課題を改善・解決できる高度な専門性を身につける。
- (3) 身につけた教養と専門性を 地域社会の貢献に結びつける社会性と公共性を身につける。

＜看護学部＞

次に示す3項目の能力・素養を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

- (1) 豊かな人間性を育み、ヒューマンケアリングが実践できる能力
- (2) 看護の独自性を発揮し、保健・医療・福祉チームで連携・協働できる能力
- (3) 国際社会及び地域社会の健康に対する多様なニーズに貢献できる能力
- (4) ヒューマンケアリングに対する科学的探究心や創造性をもち、生涯学習へ主体的に取り組む姿勢

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「評価の視点」2-5 を満たしている

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

＜就職・キャリア支援＞

【就職・進学支援体制】

就職・進学の支援体制としては、各学部の進路・就職委員、アカデミック・アドバイザー（ゼミ担当教員）及びキャリア開発課職員が相互に連携しながら、学生個人への相談、助言にあたっている。特に3年次からは連携を密にし、学生の求職情報の共有、就職活動状況の相互把握、ガイダンス・セミナー参加実績の共有を行い、学生一人ひとりの動向をできるだけ把握しながら支援を実施している。

就職・進学に関する事項についての審議は進路・就職委員会において行い、キャリア開発課・教務課・附属地域センターがガイダンス、セミナー、資格関連講座、インターシップ等の就職・進学支援に関するプログラムの実施にあたっている。

キャリア開発課では福祉・医療を中心とした就職支援に加えて、企業・公的機関等幅広

関西福祉大学

い就職分野を希望する学生に対応できるよう、各分野の進路指導や情報提供等を実施し、多様化する学生のニーズに答えている。平成 24(2012)年度の就職相談件数は延べ 528 件であった。相談業務以外には、ガイダンス、マナー講座、就職分野別のセミナー等の開催、模擬面接(平成 24(2012)年度 141 件)、履歴書添削(同 81 件)、求人先開拓、求人情報の公開、事業所情報の公開等を実施している。求人情報については、学生が自宅等で閲覧・検索できるようウェブ検索システム「キャリアナビ」を導入している。

U ターン就職支援としては、地区担当参事を近畿・中国・四国地区に 4 人配置し、事業所開拓や学生への情報提供等を行っている。また、例年、福祉・医療関係の就職活動が始まる 6 月と 9 月頃に地域別に学生との個別面談会を実施して、U ターン就職を支援している。

【就職・キャリア支援事業】

就職・キャリア支援事業としては、福祉・医療・企業・公的機関等幅広い就職分野を希望する学生に対応できるよう、各分野の進路指導や情報提供等を実施している。福祉・医療分野を中心とした従来の就職支援に加えて、早期に始まる企業への就職支援に対応したプログラムも実施し、多様化する学生のニーズに答えている。各種支援事業の概要は以下のとおりである。

① 各種ガイダンス・セミナー

1 年次から 3 年次前期の学生対象のガイダンスにおいては、大学生活における目標設定やキャリア・職業選択に関する講演、適性診断テスト、各分野へ就職した卒業生の講演等を含めたキャリア支援を展開している。その後、就職希望学生を対象に 3 年次の後期から、まず自己分析講座を実施して職業選択についての意識づけを行い、4 年次の前期までの 1 年間に履歴書・エントリーシートの書き方講座や面接講座、論作文講座等の就職試験対策プログラムを実施し、就職試験に対するスキルを身につけるよう指導している。

また、社会福祉学部では就職活動開始時期が異なる企業と福祉・医療分野を分けて就職支援セミナーを開催している。企業希望者対象の就職支援セミナーにおいては、企業について学ぶ機会の少ない本学学生が企業活動について学べるように、企業情報に関する専門家による企業情報の見方等の情報提供を行っている。さらにこのセミナーで学生を少人数グループに分け、グループごとに自己分析講座、面接体験や情報検索方法の指導等を実施している。

看護学部では、1 年次～3 年次において「看護師をめざす学生へのメッセージ」として、現役の看護師による講演を実施し、学生の就職やキャリアに対する意識を高めている。

なお、平成 24(2012)年度の各種ガイダンス・セミナーへの参加状況は表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 平成 24(2012)年度各種ガイダンスへの参加状況

	年次	ガイダンス名	回数	平均出席率
社	1 年次	キャリア・ガイダンス	3 回	86.5%

関西福祉大学

会 福 祉 学 部	2年次	キャリア・ガイダンス	2回	88.7%
	3年次	就職ガイダンス	9回	44.2%
		福祉医療就職支援セミナー	1回	32.6%
		企業就職支援セミナー	4回	18.1%
	4年次	就職ガイダンス	3回	55.4%
福祉医療就職支援セミナー		6回	20.4%	
看 護 学 部	1年次	キャリア・ガイダンス	1回	98.9%
	2年次	キャリア・ガイダンス	1回	79.2%
	3年次	就職ガイダンス	4回	89.8%

② マナー講座

対人サービスに携わる人材を養成する本学では、就職活動以外に、各種の現場実習、地域で調査を実施する授業、ボランティア等地域住民との接触が多いため、コミュニケーションの基本となるマナー教育をキャリア・ガイダンスの一環として社会福祉学部では1・3年次、看護学部では1・2年次を対象に実施している。内容は、なぜマナーが必要なのかという意識づけ・敬語や立ち振る舞い・電話の受け答え等で、体験型で学習し、実習・就職活動における接遇等に役立てるよう指導している。

③ 卒業生との相談会

社会福祉学部では、福祉医療分野、企業分野について卒業生を招聘し、就職活動を始める3年次生との相談会を開催している。異なった価値を持つ卒業生とのコミュニケーション体験と同時に、仕事内容、就職活動の取り組み等の情報収集を行うことにより、学生の就職活動がスムーズに行われるように支援している。平成24年(2012)年度の参加者は41人であった。

④ 実習病院就職相談会

看護学部では実習病院を招聘し、4年次生および3年次生を対象に就職相談会を開催している。病院の特徴や仕事内容等の情報収集を行うことにより、学生の就職活動がスムーズに行われるように支援している。平成24年(2012)年度の参加者は4年次生74人(79.6%)、3年次生87人(93.5%)であった。

⑤ 就職試験対策講座 ()内は平成24(2012)年度の受講者実績)

- ア) SPI 対策講座 (28人)
- イ) 公務員一般教養試験対策講座 (30人)
- ウ) 教員一般教養対策講座 (10人)
- エ) 公務員専門科目(行政職)対策講座 (3人)
- オ) 教員採用試験(面接)対策講座 (11人)

⑥ インターンシップ

本学では学生の職業意識を高めることを目的に地元自治体である兵庫県赤穂市において、インターンシップを実施している。平成24(2012)年度の参加者は5人であった。

<キャリア教育・資格・免許取得支援>

【キャリア教育・資格・免許取得支援体制】

教育課程内のキャリア教育については、教務委員会及びカリキュラム委員会が中心となって、社会に出て働く異議について考えることを通して、大学の目標を設定し、さらに働いていく上で、重要な実践力を身につけるとともに、学生の職業観の醸成を目的に行っている。

【キャリア教育・資格・免許取得支援事業】

<社会福祉学部>

社会福祉学部においては、キャリア教育、社会福祉士国家試験対策を中心とした以下の支援事業を行っている。

①キャリア教育科目

1年次対象として、将来の職業を考えさせることにより学生の学習意欲を高め、キャリアへの意識を高めることを目的として、「キャリア形成ⅠA」「キャリア形成ⅠB」(各2単位)を開講している。2年次は、「キャリア形成Ⅱ」を開講し、職業選択に関する知識やスキルを学習することにより、3年次以降の就職活動に役立つ一般的内容でキャリア教育を実施している。

②社会福祉士国家試験対策講義科目の開講

3・4年次対象の講義科目を開講している。

3年次対象「チャレンジアップⅠ(A)」、「チャレンジアップⅠ(B)」各2単位

4年次対象「キャリアアップⅠ(A)」2単位、「キャリアアップⅠ(B)」2単位「キャリアアップⅡ」1単位

③資格試験講座

社会福祉士国家試験対策講座(特別講座、外部委託講座)

④模擬試験 社会福祉士国家試験模擬試験

表 2-5-1 キャリア形成教育科目

科目名	所属学部	配当年次	単位数	開講期間
キャリア形成Ⅰ(A)	社会福祉	1	2	前期
キャリア形成Ⅰ(B)	社会福祉	1	2	後期
キャリア形成Ⅱ(A)	社会福祉	2	2	前期
キャリア形成Ⅱ(B)	社会福祉	2	2	後期

<看護学部>

看護学部においては、看護師国家試験に合格すること、保健師を専攻した学生は保健師国家試験の合格が最大の目標である。そのために、2年次後期より4年次にかけて国家試験対策を計画的に実施している。

①キャリア教育科目「キャリア教育」2単位の開講

②資格試験講座の開講

看護師国家試験対策講座を年4回開講している。

③模擬試験の実施

看護師国家試験模擬試験（年7回実施）

保健師国家試験模擬試験（年4回実施）

また、専任教員による国家試験対策も時間割に組み込み実施している。さらに、学生は、1年を3期に分け、国試の取組に関する計画を実施するなど、学生の士気を高めるための工夫を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【就職・キャリア支援】

現状で、各事業とも円滑に実施できており、高い就職率を維持していることから分かるように各事業の成果も上がっている。しかし就職活動が本格化する3年次後期以降、就職ガイダンス等就職支援プログラムへの参加率が低下傾向にあるという問題点がある。改善すべき事業内容について、学生アンケートなどをもとに学生の要望・不満をくみ取ることにも努め、柔軟に修正・変更を行う。

【キャリア教育・資格・免許取得支援】

（教育課程内）

キャリア教育科目については、カリキュラムポリシーとの整合性を検証するとともに、教育課程全体の再点検を実施する中で、必要な改善・向上策を策定することとする。

また、キャリア教育・キャリア支援全般については、大学として組織的な枠組みを設け、正課内・外で実施することが求められており、正課内で実施するキャリア教育と正課外で実施するキャリア支援のそれぞれをどのような組織体制のもとで実施するのか、現在の委員会への割りあてなども考慮し検討していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「評価の視点」2-6 を満たしている

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていることとして、①学生の学習状況、②図書館の利用状況、③資格取得状況、④就職状況、⑤退学・進級状況等の調査を通じて、教育目的の達成状況を把握するよう努めている。また、資格取得や就職状況も、関係部署が把握し、全教職員に情報提供している。その情報提供を元に、学生それぞれの担当教員（アカデミック・アドバイザー）が中心となって学生の教育的指導を行っている。

<社会福祉学部社会福祉学科>

社会福祉学部では、建学の精神及び基本理念に基づき、かつ、学生のニーズや社会的な需要を踏まえ、学部・学科及び社会福祉専攻、子ども福祉専攻の教育目的を設定している。目的と達成状況を点検・評価のために、達成目標を学生自身が予め理解しておくことが必要なことから「授業計画（シラバス）」（以下、シラバス）を活用し、学生および教育職員が随時進行状況を確認している。更に、ソーシャルワーカーに必要な実践能力の涵養のための少人数教育を実施し、学生個人の個性を理解し生かしながらのフィールドワーク、演習・実習教育、また、地域を教材として学ぶ能動的な体験学習等を教育方法に取り入れる工夫を実施している。

<看護学部看護学科>

看護学部では、建学の精神及び基本理念、社会的なニーズに基づいて教育方針（目的）を設定している。また、この教育目的の達成のために教育課程の編成方針を設定している。実践能力のある看護専門職者を養成するという教育目的は、学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力の習得を目指す実習教育や、科学的探究心や研究能力の涵養や看護学の関連知識を統合することを目指す演習教育、看護の各領域の看護技術を習得するための演習形式の授業に教育方法として反映されている。

<大学院社会福祉学研究科>

本学大学院社会福祉学研究科においては、社会福祉における高度な専門職業人の養成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材の育成を目的にしている。その教育目標達成の状況については、指導教員による演習および研究指導の中で把握しようと努めている。また、これまで入学した院生は全員修士論文を完成させて修了し、修了した者の多くは、福祉の指導的な地位で活躍するとともに、研究の志を持ち続けている。

<大学院看護学研究科>

本学大学院看護学研究科の教育目的を達成するための目標を以下のとおり定めて評価・点検を行っている。

- ① 人々を自然の中で生かされている存在として捉えることができる
- ② 対象のありのままの生活を基盤に、その人の求めている方向でケアを提供することができる
- ③ ケアの提供に当たっては健康課題を有する個人だけではなく、家族やその対象が属する集団や地域を含めて支援することができる
- ④ 医療回復過程及びライフステージにあわせたケアが計画でき、かつ、実践することができる
- ⑤ 医療機関等施設、地域を問わず関係機関、関係職種と連携し、協働することができる

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、学生による「授業評価アンケート」を実施し、これらの結果を科目担当教員に返却し、授業方法、内容、適切な教材などの分析、検討を行っている。また、「授業評価アンケート」をもとに科目担当教員より提出された各科目の改善策などを、「授業評価に関する自己点検報告書」と題する冊子にまとめ、図書館の閲覧用書架に配置し公表している。アンケートは、担当教員の授業評価について選択式回答や自由記載欄を設け、授業への出席率や授業に取り組む態度の学生自身の自己評価を求めたものに加え、教員の授業内容、教材、授業方法、授業を行う態度などについて構成している。

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の授業内外における学習状況・資格取得・就職状況の調査・学生による授業評価調査等について、学長や各学部の学部長・各委員会が横断的に確認し、学生のニーズや教授内容・要領に係る課題を明確にする等、FD委員会を中心として、全学的に検討・分析しフィードバックしていく等、さらに組織的な取り組みを進める。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての評価結果のフィードバック

現在、学生の授業内外における学習状況・資格取得・就職状況の調査・学生による授業評価調査等を実施しているが、今後、さらに教育目的の達成状況の評価の方法や評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックについて、検討を行う。

2-7 学生サービス

〈2-7の視点〉

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための主な支援組織として、学生支援課、学生委員会、教務課、教務委員会、国試委員会、キャリア開発課、進路・就職委員会、健康管理センター（保健室、学生相談室）などを設置している。それぞれの組織は、厚生補導にかかる以下の制度・業務を所掌しており、これらは適切に機能している。

1) 学生支援課、学生委員会

ア アカデミック・アドバイザー制度

教員が学生とのコミュニケーションを深め、より良い教育環境を築き、本学の教育目標を達成することを目的とした制度。社会福祉学部の1・2・3・4年次生及び看護学部の1・3・4年次生については演習（ゼミ）の担当教員が、看護学部の2年次生につ

関西福祉大学

いては学部が定める編成ごとに担当者を決め、担当学生（10名前後）に対して、履修指導、学生生活指導、進路・就職指導、学籍異動に関する助言、学生保護者との連携などを行っている。組織的な対応が必要な場合は、学生支援課、学生相談室などの学内関係組織・担当者と連携して対応している。

イ 経済的な支援

本学の独自制度として、関西福祉大学特別奨学金制度（給付型）、関西福祉大学奨学金制度（給付型）、金光奨学金制度（給付型）、学校法人関西金光学園設置校在籍者の兄弟姉妹特別奨学金制度（給付型）、指定強化課外活動団体特別奨励金制度（給付型）、短期貸付金制度などにより、経済的支援を行っている。また、日本学生支援機構の事務取り扱い、制度の周知、学生の相談に対する助言、学生が地方自治体の奨学金制度を利用する際に必要な事務手続きを実施している。このほか、校友会（同窓会）及び教育後援会（保護者会）と連携し、それぞれの組織の緊急奨学金制度の運用を行っている。

ウ 学生団体、課外活動への支援

本学の全学生で組織される学友会及び傘下組織・機関（大学祭実行委員会、課外活動団体代表者委員会など）に、学生委員を助言者として配置し、事業・予算計画の策定や行事の企画・運営などに係る助言を行っている。また、学生の要望に応じて各機関代表者会議や、部・サークル代表者会議にも出席し、学生団体や部・サークルの活動状況の把握に努めている。学生支援課では、行事などの場面以外の恒常業務の場面でも、学友会長や傘下組織・機関の代表者、部・サークルの代表者と積極的にコミュニケーションをとり、意見交換や助言を行うこと徹底して行っている。大学内における課外活動以外の活動、例えば、任意の団体によるボランティア活動に対する支援についても、教育後援会（保護者会）と連携の上、活動に伴う必要経費の助成を実施している（例：東日本大震災の被災地におけるボランティア活動への支援）。また、部・サークル活動、ボランティア活動などにおいて、他の団体、個人の模範となる成果を上げた団体・個人に対して、学長が、「学長表彰・地域貢献賞」として表彰する制度を設け、表彰を実施し、より積極的に様々な活動に取り組むための動機付けを図っている。

2) 教務課、教務委員会、国試委員会

ア 履修相談・指導

イ 国家試験対策（資格取得）支援

社会福祉学部と看護学部は、何れも専門職業教育に主眼を置く学部であり、国家試験受験資格の取得が各学部の主要な教育目的である。よって、国家試験対策講座の開講、模擬試験の実施、e-ラーニングによる過去問トレーニング、教育後援会（保護者会）の支援による国家試験対策書籍・問題集等の購入助成、模擬試験受験料の助成などを行っている。

ウ 学習支援設備の管理、学習機材の貸し出し

3) キャリア開発課、進路・就職委員会

ア キャリア開発科目の開講

正課内の取り組みとして、将来を考え、学習意欲とキャリア意識を高めるための「キャリア形成Ⅰ」、就職活動で役立つ、職業選択に関する知識やスキルを学習する「キャリア形成Ⅱ・Ⅲ」、公務員採用試験対策を中心に広く一般教養を学ぶ「キャリア形成（一

関西福祉大学

般教養)」、公務員一般行政職の専門試験の対策を学ぶ「キャリア形成(一般行政)」を開講し、学生の就職力の涵養を支援している。

イ 各種講座、ガイダンスなどの開催

1年次より、キャリアガイダンス、マナー講座、公務員・教員採用試験対策ガイダンスなどを実施し、年次の進行に伴い、就職ガイダンス、企業就職支援セミナー、合同企業説明会、福祉・医療就職支援セミナー、学内病院説明会などを開催している。また、卒業生を中心とする講演や分野別面談会など、現在の仕事の苦勞、やりがいなど、卒業生のアドバイスを直接聞くことができる機会を設けている。このプログラムは、職業選択のための視野を広げたり、学習意欲の向上にも役立っている。

ウ 就職試験に向けた模擬面接、履歴書添削指導

4) 健康管理センター(保健室、学生相談室)

ア 健康管理・健康相談

学生の健康管理は、保健室が担っており、学生の定期健康診断、健診後の健康相談、健康教育や学内で発生した傷病に係る応急措置などを実施している。また、保健室が主体となって、教職員を対象にしたAEDの使用法を含むCPRの講習会を実施している。

イ 心的支援

学生生活のなかで起こる心理的・精神的な悩みや問題については、学生相談室が中心となって対応している。学生相談室は、授業期間中の平日5日間の10:00から16:00の間、臨床心理士を含む学部兼任教員と非常勤の学外カウンセラーが、各教員や学内の関係部署、担当者との連携を図りながら、相談、カウンセリングを行っている。

5) その他の支援

ア 障害学生、その他支援を必要とする学生への支援

障害のある学生に対する支援は、学習総合支援センターが担当している。同センターでは、障害のある学生と面談し、学習・生活上の課題や大学への要望を把握した上で、履修面のことについては当該学生が履修する科目の担当者に配慮を要する事項を伝えている。また、その他の事項については、他の関係部署・担当者と連携して、所要の対応を行っている。

イ 各種ハラスメント対策

学生が安心して安定的に学生生活を送るためには、各種ハラスメントの防止策及び発生時の適切な対応が重要である。このため、「関西福祉大学ハラスメント防止規程」を制定し、防止のための措置、各種ハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応するための措置を定めている。また、ハラスメントに係る問題を所掌するHA(ヒューマン・アフェアーズ)委員会が、ハラスメント専門家の外部講師によるハラスメント防止セミナーを開催したり、啓発資料の配布などを行っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

2-3でも記載したが、学生の意見等をくみ上げる仕組みとしては、「学生アンケート」、「学生による授業評価調査」、「新入生アンケート」及び施設・設備改善のためのアンケートなどを実施している。また、平成25(2013)年度より、「意見箱『ボイス』」を学内の4箇所を設置し、学生の様々な意見・要望を定期的(1週間に1回)に把握している。意見は速やかに各学部長、

関西福祉大学

学生委員長、事務局の各課室長、各担当者に通知し、意見・要望の内容を所掌する部署が関係委員会等と連携して対応内容案を検討し、学生に告知している。速やかに対応できる、すべきものは早急に対応しており、中長期的な検討と対応が必要なものについてはその旨を学生に告知し、所掌部署において検討を進めている。また、平成 25(2013)年度より、「学長オフィスアワー」を設けた。これは、学長が学生と直接対話し、意見・要望を把握して本学の運営の参考とすることを目的として実施するもので、平成 25(2013)年度前期中に、学友会長及び学友会の各機関の代表者との懇談を行う予定である。

(3) 2-7 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活の安定のための支援は制度や組織的な枠組みとしては機能しており、顕在化した課題については適切に対応できている。しかし、早期に顕在化し、関係教職員間で共有し、所要の対応を行っていけば退学には至らなかったというようなケースも稀にはあるが発生している。平成 25(2013)年 1 月には、学長より全教職員に対して、「学生との日常的な関わりを深め、コミュニケーションの機会をつくっていただき、欠席が続いた際には、退学や休学に至ることのないよう、事前指導の徹底をお願いいたします。現に生じているケースを、他のゼミの問題として捉えるのではなく、教員一人ひとりが、どのゼミでも起こり得るといった共通認識を持って、一人ひとりの学生に対して、細やかな指導を行っていただくようお願いします。」というメッセージが寄せられ、また、学生委員会では、全アカデミック・アドバイザーに対して、形態は問わないが、最低限、毎月 1 回以上は学生との面談を実施するよう呼びかけた。制度や組織的な枠組みが整備されたならば、じ後は個々の教職員の自覚と使命感に依るところが大である。学生委員会が中心となって、既述の学長メッセージの趣旨が具現されるよう、機会を捉え、また積極的に機会を作為して、教職員一人ひとりが職制や職位、年齢などを問わず、学生指導・支援の主体であることを喚起し続けていく。学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、意見・要望を把握する新たな仕組み（ボイス）を設けるなど、充実してきているが、提出された意見・要望、特に、中長期的な検討が必要なものが放置されることのないよう、学生支援課において、各部署が検討に着手しているか、また、所要の時期までに所望の検討結果が得られるよう検討が進捗しているか、といったことを最低限、四半期に 1 回以上は確認する。

【資料 2-7-1】 関西福祉大学 事務局組織及び運営に関する規程

【資料 2-7-2】 関西福祉大学 会議組織規程施行細則

【資料 2-7-3】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部（124 ページ）

同 上 看護学部（60 ページ）

【資料 2-7-4】 各種奨学金規程類

【資料 2-7-5】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部（126～131 ページ）

同 上 看護学部（62～67 ページ）

【資料 2-7-6】 平成 25 年度 大学案内（9・10 ページ、15・16 ページ）

【資料 2-7-7】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部（123 ページ）

同 上 看護学部（59 ページ）

【資料 2-7-8】 関西福祉大学 ハラスメント防止規程

【資料 2-7-9】 2013 学生ハンドブック 社会福祉学部（124・125 ページ）

同 上

看護学部（60・61 ページ）

2-8 教員の配置・機能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「評価の視点」2-3 を満たしている

(2) 2-8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、大学設置基準と各学部学科等の特色に鑑み大学設置基準を上回る専任教員を配置し、必要専任教員数を充足している。また、両学部とも、設置基準を超える専任教員数を配置するとともに、必要に応じて兼任教員を配置し、学部の教育目標に沿った教養教育と専門教育を実施している。教員の年齢・専門分野の構成は概ねバランスがとれている。主要な専門科目には両学部とも専任教員を配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

① 教員の採用・昇任

教員の採用・昇任に係る方針については、「関西福祉大学教員選考規程」及び「関西福祉大学教員選考手続に関する内規」を定め、各規程中で、研究・教育実績、教授能力、人格、健康及び社会における活動の状況等を総合的に勘案して行う、と明確に示している。

また、採用及び昇任基準を明確化するため、平成 23 年（2011）年 4 月より「教員の採用及び昇任に係る基準に関する申し合わせ」を決め、運用している。

採用に関しては公募を原則とし、学部、学科、職位、専門分野、担当科目、任期を明示している。採用手続等については、採用計画に基づき、公募を行い、各学部を選考委員会が設置され、書類選考・面接及びプレゼンテーションの実施等により、研究・教育業績、教授能力、人格等についての審査を行い、候補者の選定を行う。選考委員長は候補者を学長に報告し、教授会で承認後、学長が面接し、理事長に推薦、理事長の承認によって最終的に採用が決定する。

昇任に関しては、「教員選考規程」及び「教員選考手続に関する内規」に基づいて、採用と同様に選考を行っている。

なお、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、「関西福祉大学教育職員の任期に関する規定」（以下、「教育職員の任期に関する規定」という。）を定め、教員の流動性を高め、教育研究の活性化を図り、適切な教育研究を維持するために講師・助教・助手につい

ては任期制を導入している。この任期付教員の再任及び兼任教員の新規採用についても「教員選考規程」及び「教員選考手続に関する内規」を準用している。

また、『教育職員の任期に関する規程』に基づく更新の運用に関する申し合わせにより、更新の可否を審査していくこととしている。

②教員評価、研修、FD

FD活動に関して、本学では、FD委員会を中心として教員の教育研究活動の質的向上を図る取り組みを行っている。

教育研究活動の向上のための研修について、各地で開催される看護教育のFD・大学連携のFD等様々な講演会へ参加し委員が自己研鑽をはかり、学内で授業改善へ向けての方策が検討された。また、看護学部ではFD委員の教員が中心となり新入生指導のための上級生による体験報告会などを実施している。

教員の教授法の改善と学生の学習目的の自覚化を促すために、「学生による授業評価調査」を実施している。調査は各期の最終講義時に実施し、対象となる科目は全ての講義、演習、実験、実習、実技に及んでいる。評価方法は項目ごとに5段階評価とし、授業に対する感想や意見を具体的に記述できるようになっている。その評価は統計処理された後に、記述式意見と共に担当教員に伝えられる。教員は学部ごとの平均値や授業形態ごとの平均値等を参考にしながら、担当科目の授業改善のために、自己点検レポートを作成している。「FD委員会」では、各教員の自己点検レポートを「授業評価に関する自己点検報告書」としてまとめ、それを全教員に配布するとともに、学生が閲覧できるように附属図書館にも配架している。なお、平成23(2011)年度には、平成22年(2010)年度に行った「学生による授業評価調査」の調査項目の見直し案を取り入れ、更に調査票をマークシート化した。また、「学生による授業評価調査」の期中実施を、平成23(2011)年度及び平成24(2012)年度も引き続き実施し、調査結果を速やかに授業の実施要領に反映させるよう改善を図っている。

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

人間の尊厳を基盤とする社会福祉学部と看護学部の教育においては、豊かな人間性を涵養し、的確な判断力や行動力を陶冶する教養教育は、その根幹をなすものである。本学は、開学以来、教養教育を重視し、その充実に努めてきたが、平成22(2010)年度より、両学部の学問的同質性と異質性を見極めつつ、学部間の連携強化や教育理念の統一化を推し進めている。そのひとつに、両学部の学生が教養科目や一部専門科目を共通して履修できる体制整備を推進しており、教養教育を中心として、教育理念の見直し、科目の新設や統廃合、科目名の変更、担当教員の決定などの作業が終わり、両学部の学生が自由に教養科目を履修できる体制整備をほぼ完了し、平成25(2013)年度4月にこの新体制の実施を開始した。

初年次教育としての教養教育の場において、両学部の学生が同じ教室で学び、共通の科目を履修し、相互に考え、意見を交わすことは、両学問の同質性や異質性の理解につながり、社会福祉や看護の専門職者としての実践の場において、事象を大局的、俯瞰的に捉え、多面的に分析して問題解決を図る人材育成に有効に働くものと期待される。

(3) 2-8の改善・向上方策(将来計画)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

専任教員の配置については、引き続き大学設置基準等を遵守し、教育課程の編成方針に沿って適切に配置していく。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

今後、FD委員会を中心として、授業評価アンケートの実施及び運用等について、検討し教員の資質・能力向上への取り組みを行っていく。また今後、学内のFD研修会だけでなく、FD委員会が中心となり、学外で行われる研修会・セミナーに参加し、他大学との情報交換や視察等を積極的に行うとともに、教員の総合的な大学運営能力向上を図ることができるよう研修していく。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養科目については、教務委員会にて見直しを図り、平成25年度より社会福祉学部と看護学部の両学部の学生が、同じ教養科目を履修することができるようカリキュラムを変更した。しかしながら、両学部ともに国家試験受験資格取得に必要な科目が多いことから、時間割の配置が困難となっている。このことから、今後、それぞれの学部における人材養成目標を達成するために必要な科目の見直しを行い、適正な科目配置の検討が必要である。また、従来、学生の学修負担の軽減という観点から教養科目をスリム化する方向で進んできたが、近年全国的に学生の質の低下が叫ばれる中、大学導入教育を始め、社会に巣立つにふさわしい教養を身に着けさせるためにどのような教養教育が必要かを慎重に考え、専門科目とのバランスの中で学生にとってより良いカリキュラムになるよう再考する予定である。

また、現在、教養教育に携わる教員はほぼ全員が社会福祉学部に所属しているが、社会福祉学科の単科大学として設立された経緯がその背景にある。しかし、三学部体制を迎える将来においては、教養教育の更なる充実を目指し、教養教員の配置・教養教育の在り方について全学的に議論するという課題が残っている。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、学習設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、学習設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設、設備等の教育環境については、それぞれに設定された基準を十分に満たすとともに、教育目的達成のために適切に整備されている。

関西福祉大学

本学の校地、運動場については、校地面積が 60,804 m² (うち校舎敷地 37,358 m²、運動場敷地 19,531 m²、その他 3,915 m²) であり、大学設置基準に定める面積を十分に満たしている。この内 29,637 m² は、兵庫県赤穂市からの無償借用である。

運動場はキャンパス内に整備されており、野球やサッカー等に利用するグラウンド及びテニスコートで構成され、授業や課外活動はもとより地域にも開放し活発に利用されている。

学生の交流・休憩する場所としては、本学の象徴である円形広場をはじめ中庭や遊歩道にベンチやテーブル等を設置し、学生の憩いの場として整備している。また、校舎には学生ホール、テラス・ラウンジを備えており、学生間の交流・休憩の場となっている。各建物は隣接しており、学生の動線を考慮した配置としている。

本学の校舎については、校舎面積が 17,044.13 m² (体育館、クラブハウス、校友会館を除く) あり、大学設置基準に定める面積を十分に満たしている。平成 25 年度には、校舎の名称を 1 号館、2 号館、3 号館、4 号館とし整理するとともに、予定されている発達教育学部の設置申請に関連して、教育研究環境の向上を図るため既存校舎の改修を計画している。

大学設備全般に関わる運営・管理についても、総務課を中心に管理委託業者と連携を図りながら適切に実施している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、開学以来、少人数教育の実施に力を注いでおり、社会福祉学部の「演習Ⅰ」(1 年次)、「演習・コミュニティアワーⅡ」(2 年次)、「演習Ⅳ」(4 年次) は、1 クラスあたりの履修者数を 10 人から 15 人程度、看護学部の「教養ゼミナール」(1 年次)、「看護学ゼミナール」(3 年次)、「卒業研究」(4 年次) は、1 クラスあたりの履修者数を 10 人程度としている。これ以外の演習科目についても、各資格・免許課程の指定規則等に定める人数を遵守しているなど、適切に管理している。また、講義科目についても、履修者数に応じた教室(大・中・小講義室)を適切に運用できている。このように、科目の開講形態に応じた履修者数と履修者数に応じた教室の運用は適切、かつ円滑に実施できている。

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

2-9-① 校地、校舎、学習設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学における学内環境は、教育研究目的を達成するための安全性・アメニティ性という観点から捉えると、効果的に整備され、かつ、有効に活用されていると言える。また、平成 25 年度には既存校舎の改修を実施し教育研究環境の向上を図る予定である。改修予定の概要は、以下のとおりである。

まず、第一期・第二期工事(平成 25 年 5 月末～9 月末)では 1 号館の既存の実習室を保育実習室、模擬教室、図工教室に改修し、発達教育学部の専用教室として整備する。さらに、課題研究やディスカッション、プレゼンテーション等、学生の主体的かつ能動的な学習を取り込んだ授業を展開するため、既存の実習室 1 室をアクティブラーニングルームに改修するとともに、2 号館の学生ホールにも学生が自由に使用できるプレゼンテーションスペースを設置する。また、1 号館・2 号館の講義室もすべて改修し、プロジェクターや電子黒板等の ICT 機器、音響 AV システム・机・椅子等を更新するとともに、情報処理・LL 関連 PC の総入れ替えを実施し、さらに図書館内に PC スペースを新設する。

関西福祉大学

今後、第3期工事（平成26年2月～3月末予定）においては、3号館の既存の実験室の拡張工事を実施するとともに1号館演習室の内装を改修し、机・椅子を入替する予定である。これら各施設・設備の改修により、懸案事項であった各種教室等の老朽化については、新学部の設置計画に合わせ最新の施設設備に整備する予定であり、大幅な改善が期待できる。

しかし、経年劣化による空調関係の修繕や中庭・学生食堂の再整備等、実施すべき事業は今後も続くことが予想される。とりわけ、学生食堂の改修は必要であり、現在校友会と連携を図りながら計画を作成しているところである。

平成25年度中に行う改修もそうであるが、学生インタビューや教職員へのアンケート、学生からの意見箱ボイスなどの意見を反映しながら、各種整備を行っていることが本学の強みであり、今後も学生の意見・要望を積極的に把握するとともに、教職員、各機関・各種委員会の提案等を取り入れながら、アメニティに配慮した教育研究環境の整備及び本学のあるべきキャンパス像を実現していきたい。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

今後も引き続き、少人数教育が実施できるようクラス数や授業時間割の編成等の工夫しながら、適性規模を維持できるよう努力する。

[基準2の自己評価]

高等教育機関としての大学にとって、その存在意義が問われる際の最も根幹となる基準2について、各基準項目に関する上記の記述から総合的に判断し、本学は求められる要件を満たしていると判断する。

本学として緊急かつ最も重要事項の一つとして挙げられるのが、社会福祉学部の入学者数の低下に対する対策であるが、社会情勢の変化、それによる地域受験生のニーズの変化を見極めつつ、社会福祉学部の改組及び新学部の設置を計画しており、それに合わせて学修及び教授の全体的な見直しを進めているところである。

更に、3学部体制を視野に置いたアドミッションポリシーの見直しを検討中であり、社会福祉学部及び申請予定新学部の募集促進のため、テレビコマーシャルを活用するなど大々的な広報を展開する予定であり、現段階ででき得る限りの努力をしている。また、1年次生から4年次生まで最大15名程度という少人数演習教育を貫き、担任のアカデミックアドバイザーを中心に細かな学生指導ができるよう配慮がなされ、退学・留年等の増加を抑えるべく機能していることも本学の特徴として評価に値する。また、そのための教員数を確保し適正な配置を行っている。

学生の意見や要望は、アカデミック・アドバイザーや、ボイス、目安箱、セクハラ投書箱等各種投書箱、経年変化を見るための年1回の学生アンケート、また各学期末の学生による授業評価などにより、適切かつ公平に吸収し、問題を把握すれば即対応する体制となっている。更に、各教員が設けるオフィス・アワーの活用も学生に対する学習面での支援に役立っている。教育環境の整備に関しても、前述したとおり施設・設備など種々の改修を平成25(2013)年度中に予定している。

また、教育後援会や本学の同窓会組織である校友会の資金協力を得て、フィリピンのストリートチルドレンサポートプログラムと称する短期のフィリピン研修を実施しており、

関西福祉大学

日本国内だけでなく、より幅広い視野に立って福祉が如何にあるべきかを考えることができる機会を提供している。海外研修プログラムとしては、新たにスリランカでの障害児施設での研修も予定している。

以上のように、本学は、「人間平等」、「個性尊重」、「和と感謝」という建学の精神に基づき、学生の受け入れ、学問の教授、学生の意見・要望の吸収、学習・生活面での学生支援や学生サービスにあたっており、時代のニーズに即した教育内容とすべく努力していると評価できる。

基準3 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の 設置運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学を設置する学校法人関西金光学園（以下、「本学園」という。）は、「学校法人関西金光学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）に、その目的を、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づき、学校を設置すること」と規定している。本学園及び本学の経営は、上記の各法令及び大学設置基準等を遵守しつつ、誠実に実施されている。また、寄附行為には、役員の数、理事の選任と職務、監事の選任と職務、理事会の機能及び運営ほか、経営の規律を維持し、誠実に経営を推進するための必要事項が規定されている。更に、「寄附行為施行細則」によって、寄附行為の円滑な施行のために必要な事項を定めている。本学においては、本学園における経営の規律と誠実性の下、建学の精神を教育・研究を含む全ての取り組みの中心に位置付け、規律のある誠実な経営・運営のための諸規程の整備、組織の構築などを行っている。

以上のように、本学園及び本学ともに、一貫して経営の規律と誠実性が維持できている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現させるために、本学園の業務に係る最高意思決定機関である理事会及びその諮問機関である評議員会が定期的で開催され、「寄附行為施行細則」第5条第1号に規定する、本学を含む、本学園が設置する学校の管理・運営に関する基本方針等に関する審議がなされている。また、理事長の下に、本学園の管理・運営を推進するための組織として、学園本部がおかれている。学園本部は、総務課、経理課、企画室で構成されており、これらの管理組織は、本学と連携して、中長期的な計画を策定するとともに、各年度の年度事業計画の策定とその実行を担っている。

本学においては、「関西福祉大学 会議組織規程」（以下、「会議組織規程」という。）第7条及び、「会議組織規程」施行細則（別表2 関西福祉大学 各会議分掌）に規程する教授会は、学長、全学（各研究科・各学部）の教授及び事務局長を構成員とし、毎月1回開催され、使命・目的を実現させるために必要な、教育・研究上の重要事項について審議されている。

このように、理事会－教授会と、それぞれが決定した方針や具体的な取り組みを推進する管理・運営組織が一体となって、使命・目的を実現させるための継続的な努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置運営に関連する法令の遵守

本学を設置する学校法人の寄附行為ほかの規程類及び本学の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準といった、大学の設置運営に関連する法令等に基づいて制定及び運用されている。また、教育・研究を含む大学の運営は、全体としても、また、各種申請や届出事項等についても適法・適正に実施されている。平成 19(2007)年度に、「学校法人関西金光学園内部監査規程」を整備し、期中監査を実施し、本学を含む学校法人内の全学校の規程類の妥当性、適切性及びこれらの規程に基づいた業務執行が行われているかという業務監査及び各種証憑の突合、ヒアリングにより、不正・誤謬の発見・防止に努めている。会計監査については、公認会計士の監査を受け、毎会計年度終了後、公認会計士、理事長以下の学園本部役員、監事が監査報告書に基づいて意見を取り交わし、監査実施状況をよりの確に把握するための監査報告会を開催している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

〈環境保全への配慮〉

省エネルギー対策として節電対策に取り組んでいる。具体的な施策として、夏季の室温を 28 度に設定するクールビズ、冬季の室温を 20 度に設定するウオームビズを毎年実行している。取り組みを強化するため、学内での掲示や学内メールでの啓発活動を行っている。

また、平成 24 (2012) 年 12 月より本学周辺の市に所在する障害者施設とともに、構内の落ち葉を腐葉土にする活動循環型キャンパスづくり目指した活動を行っている。

平成 25 年度の教室等の改修計画により、LED 照明への更新する予定である。引き続き節電に取り組み、循環型キャンパスづくりに努めていく。

〈人権への配慮〉

各種ハラスメントの防止については、「HA 委員会 (ヒューマン・アフェアーズ委員会)」を中心にハラスメント防止規程を定めている。学生にも分かりやすいように学生ハンドブックの内容を改善し、教職員全員にハラスメント防止冊子を配布した。平成 23 年度から啓蒙活動として毎年 1 回外部講師を招いてハラスメント防止セミナーを開催している。今後、対象別のセミナーを計画しており、平成 25 年度は管理職を対象に実施する予定としている。今後も継続的な取り組みに努めていく。

労働条件について、引き続き就業規則をコンプライアンスの観点から継続的な整備、改定を行い、適切な運用に努めていく。

個人情報保護について、規程の継続的な整備に努めている。平成 25 (2013) 年 9 月には、個人情報保護に関する研修会を開催する予定としている。今後とも教職員一人ひとりに高い倫理性と責任ある行動を促すように対応していく。

〈安全への配慮〉

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、教職員及びキャンパス内の安全管理、

健康障害の防止のため、対応を調査審議している。

日常の警備・保安は、警備会社へ委託し、緊急時における対応も適切に行われている。また、学内 22 箇所に防犯カメラを設置し、キャンパス全体の監視体制を図っている。

防災体制は、毎年見直し、赤穂市消防局への届出を行い、火災報知機の点検、防火管理についても継続的な整備に努め、施設設備安全管理に万全を期している。

避難訓練については、消防署のもと平成 24 年 9 月に学生・教職員参加の津波想定 of 訓練を行った。平成 24 (2012) 年 11 月には、本学が所在する赤穂市主催の津波避難訓練に近隣自治会の住民とともに教職員が参加し、避難所の確認を行った。平成 25 (2013) 年 2 月には、防災士資格保有の外部講師による防災研修を実施した。また、地震対策として、学内の書棚、ロッカー等設備の転倒防止を図るために、防災業者に建物内の調査を依頼し、順次措置をした。

AED を学内 5 箇所に配置し、学生および教職員に使い方の研修会を昨年度に引き続き平成 25 (2013) 年 11 月に実施する予定である。今後とも、救命救急講習などの研修会の実施を継続的な取り組みとしていく。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

〈教育情報の公開〉

教育情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められた内容及び本学が情報公開すべきと判断した情報について、大学ホームページに公開している。

〈財務情報の公開〉

私立学校法の改正で財務情報の公開が義務付けられたことにより、毎年度大学のホームページ及び学校法人のホームページ両方に公開している。

公開している財務情報は、事業報告書として、法人の概要、事業の概要、財務の概要の 3 点である。財務の概要は、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監査報告書で構成されており、学校法人会計の特徴と企業会計との違いも説明している。これらは、決算にかかる理事会終了後、最新情報に更新している。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本基準項目の、各視点において求められている事項には、概ね対応できている。今後、特に重点的に取り組んでいく事項として、「安全への配慮」のうち、防災・減災のための取り組みが挙げられる。災害発生時の対処計画の策定を急ぐとともに、各種訓練を行い、実効性のある計画を順次整備する。

「教育情報・財務情報の公表」の在り方について、内外からの評価を一致させ、かつ、真に地域社会や学習者から信頼され、必要とされる大学となるためにも、公表する情報の質・量や発信の要領について、継続的な検討を加え、より正確で具体的・積極的な公表に努めていく。

【資料 3-1-1】 学校法人関西金光学園 寄附行為

【資料 3-1-2】 学校法人関西金光学園 寄附行為細則

【資料 3-1-3】 学校法人関西金光学園 寄附行為細則第 5 条第 1 号

関西福祉大学

【資料 3-1-4】 関西福祉大学 会議組織規程 第7条

【資料 3-1-5】 関西福祉大学 会議組織規程施行細則（別表2 関西福祉大学 各会議分掌（3））

【資料 3-1-6】 学校法人関西金光学園 学園本部事務組織規程

【資料 3-1-7】 学校法人関西金光学園内部監査規程

【資料 3-1-8】 平成24年度監査報告書

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である理事会は通常年3回（3月、5月、9月）の定例会及び必要により開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定を行うほか、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。監事は常時1人が出席し、法人の業務の監査等を行っており、機能している。

理事定数は寄附行為により10名ないし14名と定められており、理事の任期は4年となっている。理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により専任する。平成24(2013)年度中に3回開催された理事会の出席状況は97.1%であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

高等教育機関を取り巻く社会の変化は著しく、今後も時代に即応した意思決定が出来るよう理事会の機能を強化するとともに、新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用を検討していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップ

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育・研究に係る全学的な意思決定を行うのは、全学（各研究科・各学部）の教授及び事務局長を構成員とする教授会である。教授会は、「会議組織規程」第7条において、「毎月1回定例会議を開催し、学長が会議を招集、主宰して全学の方針を審議するものとする。」と位置付けられている。また、教授会の審議事項は、教育課程及び授業に関する事項、教育研究組織の新設・改廃に関する事項、教員の教育・研究に関する事項、専任教員の人事（採用・昇任・継続任用）に関する事項、学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項、入学試験に関する事項、学生の入学・退学・休学・除籍・卒業等に関する事項、学生の賞罰及び厚生補導に関する事項、学長諮問事項であり、このことは、「関西福祉大学 教授会規程」第3条に規定されている。教授会において審議されるこれらの案件については、「会議組織規程」第15条に規定される、入試、広報、学生募集、学生、教務、FD、国際交流、HA（ヒューマン・アフェアーズ）、自己点検、情報システム等の各種委員会等が、所掌する内容について検討した議案及び、学長諮問事項について、学長、研究科長、学部長、事務局長で構成される学長補佐会議（平成23年度設置）にて、必要に応じて事前調整の上、教授会に上程され、審議を経て決定するという流れとなっている。

また、教授会には、事務局の各課室長が出席し、審議・報告案件に係る意見・説明を実施しており、このことによって、実務的で多面的な審議が可能となっている。このように、教授会は、教育・研究に係る重要事項について審議し、全学の方針を決定する意思決定組織として位置付けられている。

大学院の各研究科には、研究科委員会が設置されている。研究科委員会の審議事項は、研究科担当の教員の選考に関する事、研究科の授業科目及び履修方法等に関する事、学生の学業成績に関する事、修士の学位の授与及び取り消しに関する事、入学その他学生の身分に関する事、学生の賞罰に関する事、大学院学則及び関係諸規程の制定、改廃に関する事、学長諮問事項であり、これらの事項について審議し、大学院・研究科としての方針に係る意思決定を行っている。

以上のように、教育・研究に関する事項については、意思決定組織が整備され、権限と責任の所在も明確であり、機能性も保持できている。

また経営や大学全体の運営に係る意思決定のための組織として「会議組織規程」第6条に、「経営委員会」という会議組織が規定されている。この会議は、学長が招集・主宰する会議であり、構成員は学園側が、理事長及び専務理事、常務理事、学園本部長、大学側は、学長以下、副学長、各研究科長、各学部長、事務局長等である。「本学の経営に関する基本方針を審議、決定する。」また、「学長は、経営委員会で、審議、決定された方針に沿って、具体的な課題につき、各委員会や担当部門に検討、立案並びに執行を命ずることができる。」と規定されている。これにより学園本部の理事と大学の理事である学長及び事務局長の連携により、理事会や学園本部の方針などを把握し、これを大学の経営・運営に反映させることができている。

さらに、大学運営上の重要な事項に関する事を審議する会議体として、平成24年9月に規程しているとおり、改革推進会議を設置した。「会議組織規程」第6条2項に、構成

関西福祉大学

員は、学園本部から専務理事、常務理事、学園本部長、大学からは、学長、副学長、各研究科長、各学部長、事務局長、事務局次長、各課室長、その他学長が指名する者で構成される会議体であり、不定期開催だが、時期を逸することなく、開催することにより、審議事項の議決のための推進力を発揮することを可能とした。この会議体により、新学部の設置について協議され、きわめて短い期間で学内議決に至っている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップ

学長の役割は、学校教育法第92条第3項の規定に基づき、本学の「関西福祉大学 職員組織規程」第2条第2項において、「学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されており、学長が意思決定と業務執行の両面において、リーダーシップを適切に発揮するための環境・条件は整っている。

3-3-①に記載したとおり、教授会ほか、大学の意思決定の仕組みは整備されており、学長は、教育・研究を含む全ての業務執行に関して、教授会及び各種会議に、計画案や対応要領等に係る腹案検討を下命し、それらの案は、教授会における審議及び学長の了解を経て最終的に決定する。決定した事項について、学長は、実動への移行、手続きの実施を命じる。

また、学長が、意思決定と業務遂行において、適切にリーダーシップを発揮するためには、学長を補佐する体制が整備されている必要がある。組織的な補佐体制としては、「学長補佐会議」を毎月1回定例で開催し、教育・研究を含む、本学経営・運営上の重要な課題について議論し、学長の状況判断、意思決定とこれに基づき、適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

以上のように、意思決定のために整備された組織の適切な運用と学長を補佐する体制の整備とこれが機能することにより、学長は、意思決定と業務執行において適切にリーダーシップを発揮していると言える。

(3) 3-3 改善・向上方策(将来計画)

教育・研究に関する事項を含む、大学経営・運営上の重要課題を審議し、大学としての意思決定を行う組織的枠組みについては、経営委員会の定例開催に加え、改革推進会議の設置により、本部との連携を強化するとともに、学内においては学長補佐会議の定例開催により学長のリーダーシップが発揮できる環境となっている。

また、自己点検・評価の機会を活用して、権限と責任の明確性、機能性の保持について継続的に検証していく。

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮に関しては、学長が、継続的に状況判断を行い、適時に適切な意思決定とそれに基づくリーダーシップの発揮ができるよう、学長補佐体制をより一層強化し、合わせて、教職の連携を強化していく。

現行の教授会では、学部と大学院の審議事項を併せて行っているが、大学院に係る審議は、研究科委員会で行うべきであるため、平成26年度より、教授会の構成員から、研究科長を除外するようにしたい。

- 【資料 3-3-1】 関西福祉大学 教授会規程
- 【資料 3-3-2】 関西福祉大学 会議組織規程第 7 条
- 【資料 3-3-3】 「関西福祉大学 教授会規程第 3 条
- 【資料 3-3-4】 関西福祉大学 会議組織規程第 15 条
- 【資料 3-3-5】 関西福祉大学 会議規程第 6 条 2 項

3-4 経営・管理と財務

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機能並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機能並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学園の最高意思決定機関である理事会には、学長及び大学事務局長が理事として出席している。この、本学教職員である理事 2 名は、教授会で審議された案件に係る上程及び報告を行うとともに、理事会における決定事項、報告事項等を教授会、各学部の教育職員会議、事務局課長会議で報告している。また、各学部長及び事務局長が評議員として、評議員会に出席している。このように、法人と大学間の情報・状況の共有、コミュニケーションによる意思決定の円滑化が図られている。

学園本部と本学が、本学の経営・運営上の重要な事項について、検討及び意見交換するための仕組みとして、経営委員会を設置している。また、平成 24 年 10 月より新たに改革推進会議を設置することによって。本部と大学との連携が円滑に行われている。

上記の、コミュニケーションとそのことによる意思決定の円滑化を図る方策以外にも、専務理事、常務理事が定期的に本学に来学し、学長と意見交換を行う、また、必要に応じて、事務局課長会議にオブザーバーとして参加し、大学改革や大学運営上の課題に関する意見交換を行うなど、恒常的に、円滑な連携の保持に努めている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園及び本学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性の維持は、各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化と表裏一体の関係にある。

つまり、理事会に理事である学長及び事務局長が参画することで、本学に係る案件を上程・報告等するだけでなく、本学以外の設置校を含めた、学園全体の経営が適法、適正に実施されているかを確認することができる。また、理事会の諮問機関として設置されている評議員会は、5 月、9 月、3 月の 3 回、定例会を開催し、理事会からの諮問への対応及

び意見具申を行っている。理事会においても、「寄附行為」第18条第1項に規定する、予算及び借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更等について、評議員会への諮問。意見聴取を適切に実施している。

監査機関である監事の選任は、「寄附行為」第11条第1項に規定され、その職務は同条第2項に明確に規定されている。監事は、理事会及び評議員会に毎会同席しており、理事会、評議員会における審議の状況を確認している。

学園と本学の相互チェックという意味では、3-4-①にも記載した、経営委員会や、改革推進会議の場が、学園本部にとって大学が抱える重要な課題についても確認する機会となるとともに、本学にとっても、理事会、学園本部に対して、その適切な運営のための意見提出や議論の場として活用できる。

このように、理事会、評議員会、監事、経営委員会、改革推進会議等の場面、機能を相互に活用しながら、学園と本学の各管理運営機関の相互チェックによりガバナンスの機能性が保持できている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会において、本学園及び設置各学校の運営に係る指針を明確に示している。その指針は、教授会で理事として理事会に出席している学長より伝達され、その後、各学部の教育職員会議において全教員に周知される。事務局にあつては、事務局長より、事務局管理職者会議で伝達されたのち、主任以上の役職者が出席する事務局連絡調整会議を経て、各課室長及び役職者を通して全教員に周知されている。このように、理事長は、適切にリーダーシップを発揮している。

学長のリーダーシップについては、3-3-①・②に記載したとおり、大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及び機能性、大学の意思決定と業務遂行における適切なリーダーシップの両面において、適切に発揮されている。

ボトムアップについて、本学の教育・研究を含む大学経営・運営上の事項については、学内における自主・自発的な検討を経て、理事会に上程され、決定し、実行される。また、既述の経営委員会及び改革推進会議においても、理事長、学園本部に対して、様々な報告や意見・要望の提出がなされている。学内では、各学部の教授会議、教育職員会議において、それぞれの学部運営上の重要事項に係る連絡調整、意見交換及び学長から諮問された事項に係る学部としての答申案の検討を行っている。

事務局管理職者会議は、大学運営のための総合的な企画・調整、教授会における大学運営上の重要事項に係る審議に資する意見・提案内容の検討、学長諮問事項への対応といった役割を担っており、実務のラインと教員組織、大学全体に意見や要望を持ち上げる（ボトムアップする）機能・役割を有している。

各学部、事務局において、教育・研究を含む様々な事項に係る検討が行われ、教授会や経営委員会を経て理事会に上程されるという流れが確立されている。

本学園及び本学では、以上のように、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が実施できている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

理事会以下の、現状の各種会議の場を活用した緊密な連携の維持と、経営委員会及び改革推進会議の継続的な開催による、大学経営・運営上の重要事項に関する認識の確実な共有及びそのことに基づく、更なる意思決定の円滑化を図っていく。

現状で、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は保持できている。今後も、理事会、評議員会、監事及び経営委員会、改革推進会議といった枠組みを積極的に活用し、この状態を維持していく。

今後も、現状の仕組みに係る妥当性を継続的に検証し、リーダーシップとボトムアップのバランスの保持に努めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び

職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員

の配置による業務の効果的な執行体制の確保

組織体制については大学の基本規程である「会議組織規程」により、本学に寄せられた社会や学習者の期待に応えるとともに、その社会的責任を遂行する目的で、組織を編成している。本学の平成 25(2013)年 5 月 1 日現在の職員数は、正職員（契約事務職員含む）35 人と非常勤職員 15 人の合計 50 人体制である。事務局の組織編制及び各組織の業務分掌等については、「関西福祉大学職員組織規程」及び「関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程」に定められている。平成 25 年 4 月に事務局の一部組織改編を行い、企画室、総務課、教務課、広報課、学生支援課、キャリア開発課を設置している。

さらに、教務課には、社会福祉学部支援室と看護学部支援室を置いている。

また、事務局組織以外にも、附属図書館、附属地域センターにそれぞれ職員を配置している。また、業務遂行のための規程として「事務局組織及び運営に関する規程」を定め、各部署が果たす役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学全体の人員配置とのバランスの中で、大学職員の適切な人員確保と配置を行い、効率的に業務を実行している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学の経営と運営に関する基本方針を審議決定する会議として「経営委員会」を設置し、定期的（年 2 回開催予定）に開催している。構成員は、理事長、専務理事、常務理事、学長、研究科長、学部長、事務局長等となっている。全学的方針を審議する会議として、社会福祉学部と看護学部による合同の教授会が月に 1 回開催されており、事務局長に加え各

関西福祉大学

室課長がオブザーバーとして参加している。毎年4月に教職員の合同会議が開催され、学長から年度方針が発表される。各種の委員会が定期的開催され、教職員による協働の体制がとられている。課長会議（管理職者会議）は毎週行われ、各室課で毎週行われるミーティングで情報を伝達している。また、必要に応じ、事務局責任者会議が開催され、事務局内で情報を共有し、意見交換を行っている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の知識とスキルの向上や相互研鑽を目的に、毎年、学内でのSD研修会を行っている。平成24年度は「部署横断型プロジェクトの実践」として、他大学の事例を学び、本学職員の考案するプロジェクトの発表を行った。平成25年度はFD研修と合同企画も計画している。また、平成25（2013）年度は、JMA大学SDフォーラムに年間を通して職員が希望するテーマのセミナーに参加できるよう機会を設け、より多くの職員がセミナーに参加する予定である。

これ以外にも、日本私立大学協会の各種研修会、立命館大学行政研究・研修センターの大学アドミニストレーター養成プログラムをはじめとする各種研修に職員を派遣するなど、積極的に職員の資質・能力の向上を図っている。

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

権限の適切な分散と責任の明確化のために、所掌業務の質・量に応じた職員の配置、特に、部署ごとの専任職員、契約事務職員、非常勤職員の定員数設定と現状の職員数の整合を図っていく。業務執行の管理については、管理職会議における情報の適時の共有と、各部署及び全職員への伝達・周知に努めていく。

職員の資質・能力の向上については、各職員が、適所で最大限、能力を発揮できるよう、学内での研修と実践の場の提供し、目標管理制度等の人事評価制度に改善を加えながら、段階的な人材育成に取り組んでいく。また、様々な学外研修やセミナーに参加させるなど、資質・能力を向上させる機会をより多くつくっていく。

3-6 財政基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

〈学園の経営姿勢〉

学園の経営姿勢は、各部門とも独立採算の精神をベースに運営することを基本とし、各部門もこの方針に則り当該部門の経営を図っている現況である。

関西福祉大学

〈大学部門の収支状況〉

大学部門の収支状況は、表3-6-①-1に示すとおりである。

表3-6-①-1 大学部門過去5年間の収支状況 (単位：百万円)

項 目 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学生生徒等納付金	1,537	1,509	1,433	1,334	1,196
帰属収入合計	1,711	1,763	1,722	1,604	1,426
基本金組入額	△159	△174	△170	△37	△36
消費収入の部合計	1,552	1,589	1,552	1,567	1,390
消費支出の部合計	1,546	1,599	1,512	1,460	1,410
当年度消費収支差額	6	△10	40	107	△20
当年度帰属収支差額	165	164	210	144	16

消費収入は、その殆どを学生生徒等納付金が占めている。平成20(2008)年度までの学生生徒等納付金は、看護学部の開設とともに順調な伸びを示していたが、平成21(2009)年度以降は、社会福祉学部の入学定員割れが続いているため収入が年々減少しており、この改善を図るため、平成24年10月には法人と大学による「改革推進会議」を設け、適切な大学運営と経営の安定を図るため、抜本的な学部のあり方を検討した。その結果、社会福祉学部の定員減を実施すること、あらたに発達教育学部を設置する方針を定め、本年度中に設置認可申請を行う予定である。同時に、全学的な課題として学生募集の強化、組織のスリム化・諸経費の削減等の検討を進めているところである。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

〈全法人の資産・負債の状況〉

平成24(2012)年度3月決算時点の法人全体の資産総額は178億円であり、負債総額の11.6億円を差し引いた正味財産は166.4億円である。

〈借入金の状況〉

法人全体の借入金としては、高等学校の武道館工事関係に関連したものであり、毎年度計画通り返済している。借入先は日本私立学校振興・共済事業団であり、その期間は10年に設定され返済負担は少ない(平成28年度完済予定)。法人全体の固定負債構成比率は1.6%、流動負債構成比率も4.9%と負債は少なく、安定した財務基盤を確立している。また、大学においては借入金の予定はない。

大学の財務状況については、平成22年度及び平成23年度決算において単年度収入超過となった。これは看護学部が完成年度を迎え、私立大学等経常費補助金の補助対象となったこと、経常費補助金の特別補助「未来経営戦略推進経費」に採択され、補助金の上積みが見られたこと、さらに予算におけるマイナスシーリングの実施等を要因としている。しかし、学生生徒等納付金収入は、依然として減少傾向であり、平成24年度決算では、単年度支出超過となった。平成25年度は、さらに発達教育学部設置認可申請に関連し、陳腐化しつつあった施設の改

修・教育研究用機器備品の刷新、さらに CM 等の大規模広報費用が発生する予定であり、厳しい決算が見込まれる。法人とも協議の上、理事会において承認された事業計画であり、学部新設に関連した先行投資の意味合いが強いものの、引き続き予算管理を徹底するとともに、収支状況を把握していく。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学における財務状況は、学生生徒等納付金収入が減少傾向にある。これは、社会福祉学部の入学定員割れが主たる要因である。この抜本改革のために社会福祉学部の定員減（入学定員 100 名）及び発達教育学部（入学定員 80 名）の設置認可申請を行う予定である。その一方で、規模に見合った経費使用と教育研究の充実をともなった各学部等の組織・運営の見直しを行っていく。個人研究費の重点配分はその一例であり、経費節減とともに教育研究を活性化する取組みを着実に実施していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由

3-7-① 会計処理の適正な実施

〈会計処理の方法〉

会計処理方法は学校法人会計基準及び本学園の経理規程等に準拠して、適正に実施している。会計処理上の疑問や判断がつきにくいものは、監査法人トーマツに属し本学園を担当する公認会計士に適宜質問・相談し、回答・指導を受けて、対応、処理している。なお、大学の本会計以外の教育後援会及び校友会の周辺会計についても同様に適正に実施している。

〈予算及び補正〉

予算編成の手続きについては、毎年 2 月初旬に学園本部へ各部門から次年度の予算案及び事業計画案を提出し、3 月初旬に学園本部と各部門間において予算案、事業計画案についての個別ヒアリングを実施し、成案を 3 月下旬の理事会、評議員会で審議、承認を得て決定している。補正予算については、学生数が確定した時期又は事業の進捗状況の変更等を見据えて、毎年度 1 ないし 2 回実施している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

〈監査法人による監査〉

会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づき監査法人の公認会計士による会計監査は、毎年滞りなく実施されている。

関西福祉大学

監査法人トーマツによる監査は、学園本部をはじめ学園が運営する大学、3 高等学校、2 中学校を含め年間各 5 回にわたり行われた監査を受け、毎会計年度終了後、監査報告会を公認会計士、理事長をはじめ学園本部役員、監事と監査報告に基づいて意見を取り交わし、監査実施状況をよりの確に把握する場を設けている。

〈その他の監査〉

更に内部監査として、平成 19(2007)年度より「学校法人関西金光学園内部監査規程」を整備し、期中監査を実施し、学園内全校の規程の妥当性、適切性も併せ、各種規程に基づいた業務が行われているかという業務監査をも含め、各種証憑の突合およびヒアリングにより、不正及び誤謬の発見とその防止に努め、予算の執行方法並びに会計処理の適正化を図っている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準及び本学園の経理規程等に準拠して、引き続き適切に会計処理を実施していく。また、監査法人及び監事による監査等の実施が円滑に執行されるよう協力する。今年度には学校法人会計基準が改正され、平成 27 年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなる。所管部署である総務課においては各種研修等への積極的な参加をはじめ、情報収集につとめるとともに、学園本部と調整しながら円滑に移行できるよう準備を行っていききたい。

【基準 3 の自己評価】

本学園、本学は関係法令に則り、理事会、評議員会、教授会等の管理運営体制を寄附行為および学則に規定し、適切に運営している。大学の意思決定の仕組みについては整備され、明確な権限と責任のもと、その使命・目的に沿うよう、また学習者の要求に対応できるよう機能している。法人および本学の間は、定期的な連絡会の開催など、コミュニケーションによる意思決定の円滑化と緊密な連携が図られている。また、学長のリーダーシップは適切に発揮されているが、今後、大学間競争が激化する状況下において、大学全体を牽引するより強いものが求められる。事務局組織については、事務局長の統制の下、各課室長により直接的な管理・監督がなされ、機能的に運営されている。

財政面については、社会福祉学部の定員を 100 名にともなう経費縮減と、新設の発達教育学部の定員確保による増収に向けて万全の体制で臨まなければならない。このような状況を踏まえて、来年度予算については、一層の経費縮減を目標に掲げ、ムダのない効率的な組織運営を目指す。会計処理は、学校法人会計基準等のルールに基づき適正に実施し、また、会計監査については、公認会計士による監査、監査法人による監査、内部監査により、厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価 4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、金光教の教義に基づく「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」という建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを目的としている（関西福祉大学学則第1条）。また、大学院については、学部における専門的基礎の上に広い視野に立って学識を深め、社会福祉及び保健・医療分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養をその目的としている（関西福祉大学大学院学則第1条）。上記の目的を達成するために、平成9(1997)年4月の開学と同時に、「関西福祉大学自己点検・評価検討委員会規程」を制定するとともに、「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価に関する取り組みを開始した。平成15(2003)年度には新たに「関西福祉大学自己点検・評価に関する規程」を定めるとともに「FD・自己点検委員会」を設置し、当委員会が自己点検・評価委員会から自己点検機能を引き継いだ。さらに、平成22(2010)年度には、自己点検・評価をより効率的に行うために、「FD・自己点検委員会」から「自己点検委員会」を分離し、以後自己点検委員会を中心に自己点検がなされている。

尚、平成18(2006)年度より平成23(2011)年度までの自己点検・評価については、(財)日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）の以下の評価基準に沿って、自己点検を実施した。

基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

基準2 教育研究組織

基準3 教育課程

基準4 学生

基準5 教員

基準6 職員

基準7 管理運営

基準8 財務

基準9 教育研究環境

基準10 社会連携

関西福祉大学

基準 11 社会的責務

しかし、上記の大学・大学院の目的の達成の自己点検がより明確になされるように、平成 24(2012)年度 4 月に開催された自己点検委員会において、本学の自己点検基準を評価機構の大学機関別認証評価の新基準に合致させ、合わせて以下の大学独自の基準を設ける決定をした。

大学の使命・目的に即した大学独自の自己点検・評価項目として、「A. 社会連携と地域貢献」、「B. 社会福祉と看護の連携・融合」が設定された。これらは、「A-1 大学が有する各種資源の社会への積極的な提供、A-2 福祉・医療機関・他大学との適切な関係の構築、A-3 地域社会との緊密な協力関係の構築」と「B-1 教育課程内の取り組み、B-2 教育課程外の取り組み、B-3 社会福祉と看護の連携・融合推進のための体制の整備」を基準項目とし、それぞれに評価の視点を設けて自己判定するものである。これにより、本学の平成 24(2012)年度の自己点検基準は以下の通りとなった。

基準 1 使命・目的等

基準 2 学修と教授

基準 3 経営・管理と財務

基準 4 自己点検・評価

基準 A 社会連携と地域貢献

基準 B 社会福祉と看護の連携・融合

尚、平成 25(2013)年度の自己点検・評価もこの基準に即して実施されることになっている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価体制については、4-1-②で記したように平成 22(2010)年度に「自己点検委員会」が「FD・自己点検委員会」から分離したが、さらに、全学的な自己点検に対する意識の高揚を図るため、平成 24(2012)年 4 月 1 日付で「関西福祉大学 自己点検・評価に関する規程」の改正を行い、自己点検委員会の構成員の見直しを図った。その趣旨は、各学部長をはじめ、各附属機関の長、各委員会の長、事務局長、事務部各課長・室長など、大学の運営組織の責任者を自己点検委員に加えることにより、自己点検委員会の方針・決定事項が大学全体に確実に周知されるようにすることにある。学長が選任し任命する自己点検委員長をはじめとする自己点検委員会の構成員の内訳は以下のとおりである。

- (1) 各研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 各附属機関の長
- (4) 共通委員会の委員長
- (5) 事務局長
- (6) 各課室長
- (7) その他、委員長が指名する者

この再編された自己点検委員会により全学的な自己点検・評価の基本方針や実施基準が決定され、その実質的運用を自己点検委員会の中心構成委員 7 名（自己点検委員長・

副委員長、各学部長、総務課長、教学課長、企画室長) が担うことにより、自己点検委員会の決定事項をより円滑に運用できるようにした。

なお、自己点検委員会は、自己点検・評価に関する全学的な活動方針を策定し、年度ごとの自己点検・評価報告書の作成にあたるが、各委員会や会議組織ごとの自己点検・評価については、それぞれ作業部会を編成し教職員協働で取り組む体制をとっている。自己点検委員会は、自己点検・評価基準に沿った自己点検・評価がなされるよう作業部会の調整や作業部会に対する必要な助言を行い、自己点検の公正かつ適切な実施を推進している。

上記の全学的な自己点検の体制に加えて、教職員の各自の自己点検も行っている。各教員は、教育、大学運営、研究、地域社会貢献に関して、自ら点検・評価を実施し、所属する各研究科・学部の長に報告し、各職員は、自己担当業務に係る点検・評価を実施し、所属長(各課室長)に報告することとしている。さらに、各教員は年度初めに当該年度の研究計画書、年度末にその結果報告書を学長に提出することになっている。

更に、平成 24(2012)年度より、大学附属機関の運営委員会及び各種委員会など各会議組織の長に対し、担当部署の管轄において現在把握している課題点、その解決に向けての着手の有無、着手していない場合の理由、及び着手している場合の進捗状況等をまとめた「改善向上方策に係る取り組みの進捗状況等確認・報告票」(以下、「進捗状況等確認・報告票」)の年度末の提出を求めた。自己点検委員会が提出された報告票を集約し、新年度の各会議組織の長に配布することにより、新年度に委員長や委員の交代があっても、課題の引継ぎが円滑に行われ、継続して課題の解決に向かうことが可能になった。更に、自己点検委員会は集約した資料を基に、後日各会議組織に対して自己点検ヒアリングを実施する体制となっている。

以上により、大学の改善・向上を目的に、自己点検・評価を恒常的に推進する体制は整備され、適切に実施されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、開学と同時に自己点検・評価に関する取り組みを開始した。自己点検・評価結果については、平成 15(2003)年度に設置された「FD・自己点検委員会」を中心に、平成 9(1997)年度から平成 11(1999)年度までの白書、平成 12(2000)年度から平成 15(2003)年度までの白書としてまとめ、更に、平成 16(2004)年度より「自己点検委員会」が、各教育研究組織の自己点検・評価の実施を統括し、その結果を毎年年度報告書として作成している。平成 21(2009)年度には、それまでの年度別自己点検の総評価ともいべき評価機構による認証評価を受審したが、その結果、本学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしていると「認定」された。

平成 24(2012)年度より年度末の提出が義務化された「進捗状況等確認・報告票」により、各会議組織が毎年度初めに前年度より引き継がれた課題の有無を点検できる仕組みとなっている。

以上のように、自己点検委員会を中心とする自己点検・評価、4-1-②に記した各教職員に課せられる自己点検、教員へ課せられる研究計画書とその結果報告書、各会議組織に課せられる「進捗状況等確認・報告票」は毎年度提出を求めることになっており、自己

点検・評価の周期は適切である。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、より効率的な自己点検・評価の体制を整えるため、平成 24(2012)年度「関西福祉大学 自己点検・評価に関する規程」の改正を行い、新体制の自己点検委員会の下で自己点検・評価に取り組むこととし、また新たに、「進捗状況等確認・報告票」の提出を義務化した。これにより、PDCA サイクルをより確実にするための体制になり、全学的な自己点検の意識の高揚と自己点検をもとにした問題点の把握と改善目標が全教職員に周知されやすくなるなど、一応の成果を得た。しかし、同時に下記に挙げる問題点も浮上した。

まず、自己点検委員会の構成員に各委員会の長を含むことにより、自己点検委員会自体が大所帯となり、会議組織として必ずしも効率的に運用できないのではないかとの危惧が当初よりあり、自己点検委員会の中心構成委員 7 名（自己点検委員長・副委員長、各学部長、総務課長、教学課長、企画室長）が、実質的な討議を行うこととしたわけである。しかし、実質的に自己点検作業を行う各委員会の委員長を自己点検委員会の中心構成委員から省くと、自己点検に関する意思決定や周知において幾分迅速性を失うこととなった。これは、年度末締切とされる「進捗状況等確認・報告票」の提出が期待したほど迅速に行われず、すべての部署からの提出が確認されたのが 5 月中旬であったことからもうかがえる。

その反省を受けて、平成 25(2012)年度は実働部隊といえる教員 5 名、事務職員 3 名から成る自己点検委員会が編成された。規定上の自己点検委員会の構成員は教授会構成員と重なるため、この実働部隊が学長より及び平成 25(2012)年度の自己点検方針が自己点検委員長より教授会で報告されることにより、規定と齟齬をきたさないようにした。

しかし、現行の規定の運用上の解釈によらず、規定と現状を第三者から見ても明確なものにするためには、厳格に規定を適用するか、あるいは現状に合わせて、規定を再考することが必要である。この二者選択のうち、上述したこれまでの経験をふまえ、平成 25(2012)年度中に規定を再考する方針である。

【資料 4-1-1】旧基準による平成 18(2006)年度～平成 23 (2011) 年度の自己点検・評価報告書

【資料 4-1-2】新基準による平成 24(2012)年度の自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】関西福祉大学規定集「関西福祉大学 自己点検・評価に関する規程」

【資料 4-1-4】上記規定別表「改善向上方策に係る取り組みの進捗状況等確認・報告票」

【資料 4-1-5】平成 21(2009)年度大学評価認定証（正式名称の確認）

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

エビデンスに基づいた自己点検・評価については、自己点検の結果を集約した報告書である平成 9(1997)年度から平成 11(1999)年度までの白書、平成 12(2000)年度から平成 15(2003)年度までの白書、平成 16(2004)年度より毎年発行している年次報告書、平成 21(2009)年度の評価機構による認証評価を受審した際の「自己点検・評価報告書」のいずれにおいても、資料編としてまとめられた客観的データに基づき記載されており、自己点検・評価に関する報告書が客観性の高いエビデンスを根拠として点検・評価されていることを示している。また、各委員会・会議組織の会議内容は議事録として記録され、年度末に該当年度の議事録をすべて企画室に提出することとしており、自己点検委員会による事実確認にも利用できる体制をとっている。学生アンケートや授業評価アンケートの集計も学内で行わず、第三者へアウトソーシングしており、アンケート集計と分析の客観性と透明性の維持に努めている。

また、各会議組織に対しては、議事録の提出を求め、自己点検委員会が前述の「進捗状況等確認・報告票」とも照合し、各会議組織の活動の透明性と自己点検の客観性を確認している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

大学の目的を果たすための教育が行われているかを調査するために、講義科目、演習科目のすべてにおいて、毎学期の最終の授業時に授業改善のための「学生による授業評価調査」アンケートを実施している。平成 22(2010)年度より、教員の判断により学期中の授業評価も可能になり、授業改善に役立っている。また、学生の学園生活全般、教学上のニーズを把握するため毎年「学生アンケート」を実施している。収集されたデータは、学外の第三者により集計・分析され大学の教学課を通して、各教員、各部署へ報告されている。「学生による授業評価調査」においては、各教員は指摘された事項についての対応策を文書としてまとめ教務課へ提出している。また、毎年行う「学生アンケート」においては、学生委員会及び学生課が統括し、問題点の指摘や改善の要望があれば各部署に対応・改善を促すべく助言している。更に、学生の自治組織である学友会が管轄する投書箱の「目安箱」を設置し、投書があれば適宜学友会が内容を整理し学生課へ提出している。「学生アンケート」と同様に、その内容に応じて学生課から各部署へ対応・改善の助言を行っている。

また、平成 20(2008)年には学外第三者に委託して、高校教員 20 名へのヒアリング、高校生約 400 名、保護者 300 名へのインターネットリサーチを行い、これを通して、福祉教育に関するニーズや本学の認知度、本学に対するイメージなどを調査した。その結果は「福祉に関するニーズ調査」と題する結果報告書にまとめられている。

更に、図書館利用状況調査、国家試験合格状況調査、就職状況調査を行い、それぞれの部署で改善の指標として活用している。

このように、客観的な調査・データの収集と分析に心掛け、その結果を大学の目的を果たす教育のために利用している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の各評価項目の自己点検・評価結果については、関係する各委員会、各附属機関等の運営委員会、各学部の教員会議、教授会等で議論し、その改善に取り組んでいるところであるが、毎年発行する自己点検報告書は従来学内の全教職員に配付し、学生や地域住民等には附属図書館で自由に閲覧できるよう開示・公表してきたが、平成24(2012)年度よりインターネットの利便性を考慮し、本学ホームページに掲載し、保護者や本学関係者ばかりでなく社会に対して広く公表している。

授業改善のための「学生による授業評価調査」については、教員から教務課に提出された回答書を集約し、印刷製本して図書館の自由閲覧書架に配置し、学生、教員だけでなく図書館一般利用者にも公表している。年次の「学生アンケート」、投書による要望については、適宜学生委員会を通して教育職員会議、事務局会議においてその結果を共有している。また、平成20(2008)年に行った「福祉に関するニーズ調査」については、全教職員に対して集計結果の詳細な資料を配布するとともに、アンケートの作成・集計・分析にあたった学外担当者による報告会を開催し、その情報の共有を図った。

【資料 4-2-1】平成 18(2006)年度～平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書

【資料 4-2-2】平成 24(2012)年度の自己点検・評価報告書

【資料 4-2-3】平成 21(2009)年度大学評価認定証

【資料 4-2-4】「学生による授業評価調査」アンケート

【資料 4-2-5】学生アンケート

【資料 4-2-6】H. 24 年度の評価報告書

http://www.kusw.ac.jp/pdf/disclo/01_hyoushi_2012_merged.pdf

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、本学は平成9(1997)年の開学以来今日に至るまで自己点検・評価に自主的に取り組んできたが、その間、より客観的で全学的な自己点検・評価が行われるよう自己点検・評価に関する規定を改定し自己点検委員会の構成員や任務も見直してきた。自己点検・評価の結果は、報告書の刊行や本学ホームページを通して広く学内外に公表しているところである。その他の各種アンケート調査についても可能な限り公表に努め、教職員へのフィードバックを通してPDCAサイクルに活用するよう努めている。

自己点検・評価書の学内での更なる有効な活用を、例年、改善点として挙げているが、平成24(2012)年度よりホームページで自己点検・評価書を容易に閲覧できるようにしたこともあり、教職員全員が大学の現状を把握し、今までに何が改善され今後何が改善されるべきなのかについて把握しやすくなっている。しかし、その徹底を図るために、今後は、自己点検委員会が全教職員に対する自己点検・評価報告書全般にわたる説明会を

主催していく方針である。また、自己点検・評価のよりどころである評価機構の新評価基準の「評価の視点」の正しい理解を図るため、平成 25(2013)年度中に評価機構より職員を招き、教職員に対する新評価基準についての説明会を開催する予定である。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検委員会は自己点検・評価の結果明らかとなった諸課題への取り組み状況、取り組みの遅滞、未着手の有無等を確認し、所掌組織への必要な働き掛けを行う等、コントロールタワー的な役割を果たすことにより、諸課題の解決へ向けての対策が講じられないまま放置されないように配慮している。各部署が年次の自己点検・評価を行う際にも事前に担当者に対するヒアリングを行い、前年度の問題の確認とその解決に向けてとられている対策の進捗度の確認を行っている。

また、4-1-③で記したように、平成 24(2012)年度より各委員会・会議組織から自己点検委員会への提出が義務付けられた「進捗状況等確認・報告票」の活用により、例え年度を越え委員会や会議組織の構成員が変わったとしても、新構成員による問題の把握と問題解決に向けた持続的な努力が可能となった。また、問題の解決が進んでいない場合は、自己点検委員会は、後日の自己点検ヒアリングの場においてその理由の説明を求めることになる。

以上のように、各委員会・会議組織は年次の自己点検・評価報告書の起案に至る前段階から自己点検委員会による問題の再確認と問題解決に向けての助言を受け、更に年度末にも「自己点検評価報告票」により問題点に対する当該年度の取り組み具合を報告・検証することになっており、自己点検委員会を中心とする PDCA サイクルに即した自己点検・評価システムを構築している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

前述したとおり、本学は自己点検委員会がコントロールタワー的な役割を果たし、PDCA サイクルに即した自己点検・評価を行ってきたが、学生を対象とするアンケートの結果明らかになった問題点など、改善すべき事項によっては迅速な対応が必要なものもある。

そのための大前提は、迅速な問題把握である。アンケート調査の迅速な集計なくしてはタイムリーな対応もかなわない。毎年行う「学生による授業評価調査」や「学生アンケート」については、ウェブ上で回答させる検討されており、近い将来の実現の見通しが立っている。また学生の要望・不満をくみ取る役目を果たす「目安箱」、「VOICE」、ハラスメント投書箱は定期的に点検されているが、今後はウェブ上での匿名の投稿も可能にすれば、短時間に教職員へフィードバックされるようになり、PDCA サイクルがより円

滑かつスピーディに回るはずである。

[基準 4 の自己評価]

本学が、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成しているか、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与しているか、また、社会福祉学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力を涵養しているか、などその目的に沿った教育・研究を行っているかについての検証は、第三者に提示し明確に説明することができるエビデンス無しでは意味あるものにはならない。

本学は開学当初より、自主的な各種調査を通してエビデンスを求め、そのエビデンスに基づいた分析を行い、その分析結果を参考としてその後の改善の参考としてきた。この自己点検に取り組む姿勢は、今後も変わることはない。

平成 24(2012)年度より実施された評価機構の新基準では大学独自基準を選択的に設定できることになったが、選択的といえども各大学ともに独自の目的を設定している以上、それぞれの大学の特色を自主的に点検・評価する独自の基準を設けることは、非常に重要なことであると認識している。その意味で、本学では、基準 A「社会連携と地域貢献」と基準 B「社会福祉と看護の連携・融合」を自己点検・評価の独自基準として設定することにした。

自己点検委員会を中心とする自己点検・評価作業は年次サイクルで毎年行ってきたが、果たして、改善のための十分な時間があつたかといえれば必ずしもそうとは言い切れない。このため、次年度以降の自己点検の在り方について、規定の改正も視野に入れつつ検討していく方針である。例えば、従来、毎年作成してきた自己点検・評価報告書を 3 年に 1 度とし、自己点検後の 2 年間で課題点の集中的な改善期間に充てるという方針に転換することも検討すべきである。これにより、点検のための点検ではなく、改善のための点検という、PDCA サイクルにのっとった自己点検本来の意義にかなうものにしていく必要がある。

基準A 社会連携と地域貢献

A-1 大学が有する各種資源の社会への積極的な提供

《A-1の視点》

A-1-① 人的資源の提供

A-1-② 物的資源の提供

A-1-③ 教育・研究成果の提供（公開講座・講演会等の開放）

A-1-④ 自治体、地域の団体・組織等との連携（協働研究、交流事業等）

A-1-⑤ 地域行事・事業等への参画（「学生が実施する地域活動への支援」を含む） 教育・研究成果の提供（公開講座・講演会等の開放）

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 人的資源の提供

本学は、基本理念の一つである、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」を踏まえ、大学が有する人的資源を積極的に社会に提供している。なお、本項に記載する、人的資源の提供を含む社会連携、地域貢献は、附属地域センターがその中核的役割を担っている。また、各学部及び他の附属機関等も様々な取り組みを実施している。

<附属地域センター>

(1) 夏休み宿題教室

赤穂市、上郡町、備前市の小学生を対象に、本学学生が子どもたちの「お兄さん」、「お姉さん」になり、夏休みの宿題等の学習支援の取り組みを行っている。場所としては、赤穂市は本学、上郡町は町民交流広場、児童養護施設、備前市は市民センターを会場として実施している。

(2) 臨床福祉サービス事業（相談活動）

社会生活上の問題、子どもの問題等、地域住民からの相談に、本学の専任教員が対応している。

<全学共通>

教職員・学生の派遣

兵庫県赤穂市及び近隣自治体からの依頼を受け、様々な委員会・審議会等に教職員・学生を委員として派遣している。また、「学生協力派遣」として、市内・近隣地区で実施される、ふるさと子ども教室、夏祭り、社会福祉協議会が実施する、障害者と若者世代の交流事項等に学生を派遣した。学生達は、自主的にこれらの活動に参加してくれている。地域で実施される行事への教員の講師派遣としては、地域活性化活動、まちづくり事業に係る講演会への派遣を行っている。これ以外にも、全国社会福祉協議会、近隣の県・市社会福祉協議会、教育委員会、保育協会、

高等学校、小学校、幼稚園・保育所、福祉施設・医療機関等が実施する研修会・研究会に教員を講師として派遣している。

A-1-② 物的資源の提供

<全学共通>

物的資源の提供としては、施設の開放として、赤穂高等学校の模擬試験、忠臣蔵交流楽碁会による忠臣蔵交流囲碁大会、赤穂市教育委員会の依頼による赤穂市少年野球大会、あこう絵マップコンクール実行委員会による「あこう絵マップコンクール」、赤穂市ソフトボール協会のソフトボール大会、障害者支援施設の知的障害児・者の音楽活動に対して教室、グラウンド等を貸し出した。

A-1-③ 教育・研究成果の提供(公開講座・講演会等の開放)

<附属地域センター>

本学は、教育・研究成果の社会への提供として、公開講座や講演会等を企画、開催し、これを市民、地域住民を始め、広く外部に開放している。これらの取り組みは、附属地域センターのコミュニティ実践事業（地域福祉活動）として実施しているものである。

主な事業及び概要は、以下のとおりである。

1 ガイドヘルパー養成研修事業

(1) 同行援護従業者養成研修一般課程・全身性障害者移動支援従業者養成研修課程
地域における、重度の視覚障害者・全身性障害者への支援体制の構築に資することを目的として実施

(2) 介護員養成研修(2級課程)

地域における介護力の向上に資するとともに、本学学生への介護能力の付与・向上を目的として実施

2 高校教員のためのエンパワメント講座

高等学校を取り巻く諸問題の解決並びに高校教員の資質向上に資することを目的として実施

3 啓発・交流プログラム

近隣地域の中学生に、社会福祉・看護分野に関する基礎的な教育プログラムを提供し、体験的に学んでもらうことで、両分野への理解を促進するとともに、興味・関心をもってもらうことを目的として実施

4 まちの保健室

地域住民及び本学来学者の様々な健康問題に対して相談活動を実施し、地域の人々の生涯を通しての健康維持を支える役割を担うことを目的として実施

A-1-④ 自治体、地域の団体・組織等との連携(協働研究、交流事業等)

A-1-⑤ 地域行事・事業等への参画(「学生が実施する地域活動への支援」を含む)

本学では、学生たちが、部・サークルの活動のなかで、積極的にボランティア活動をはじめとする地域活動を実施している。本学には、様々な部・サークルがあるが、ボランティア系の部・サークルに関しては以下のようなものがある。

関西福祉大学

- 1 手話サークル「にじ」
聴覚障害者との、ゲームを交えての交流活動、大学の各種開放行事等の手話通訳、小学生を対象とした手話教室の開催
- 2 音楽療法サークル ぴよだまり
高齢者施設や障害者施設等を訪問し、音楽療法を通じて利用者と交流する活動を実施
- 3 児童福祉研究サークル すずらん
地域の保育所、小学校等への訪問活動を実施
- 4 メンタルフレンドサークル ひまわり
一人親家庭訪問、小学校で自閉症の子どもたちと触れ合うボランティア活動を実施
- 5 点訳サークル
視点訳ボランティアを実施している地元赤穂市の「赤穂点灯会」との連携し、覚障害がある学生への学習支援を実施。
この他にも、地域交流サークル、点訳サークル等がある。これらの部・サークルには、教員を顧問として配置し、学生の自主性を尊重しつつも、活動計画の策定や、より望ましい活動内容・要領の確立のために必要な助言・指導を行い、それぞれの目標達成のための支援を実施している。

部・サークル以外の取り組みとして、平成 21(2010)年 8 月の兵庫県佐用町の豪雨災害の学生災害ボランティア、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災の学生災害ボランティアなどがある。これらは、学生と教職員が協働して発案するもの、学生の自主・積極的な発意によって実施するものなど様々だが、必要な資器材の調達、活動地域までの移動計画、ボランティア活動実施計画等の策定など、一連の活動に係る助言・指導を行うとともに、教職員も現地に同行し、学生たちと協力して活動を行った。これらの活動費用については、大学の負担に加え、状況に応じて、校友会（同窓会）、教育後援会（保護者会）にも協力を要請し、適切な規模・内容で予算上の支援を受けている。

また、社会貢献・地域活動において、顕著な成果を上げた部・サークル及び個人については、表彰を行い、その成果を称えるとともに、今後のより積極的な活動への取り組みの動機付けを図る等している。

これらの取り組みは、学生の自主性を涵養し、積極的な社会参加を促すという効果も上げている。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

現状で、各事業とも、計画・準備・実施の一連の取り組みを通して円滑に実施でき、所望の成果も上がっている。今後は、地域社会、ロータリークラブなど地域の奉仕クラブ団体、学校等の潜在的なニーズの確認、掘り起こしを行い、可能な範囲で新規事業に反映させる、或いは、現行の実施要領に係る充実・改善に結び付けていくための検討を行っている。

A-2 福祉・医療機関・他大学との適切な関係の構築

《A-2 の視点》

A-2-① 専門職者養成に係る共同事業の実施(実習打合せ、指導者会議等)

A-2-② 教育・研究成果の共有に係る取り組み(研究会・研修会)

A-2-③ 他大学との連携(学術交流等)

(1) A-2 の自己判定

基準項目A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 専門職者養成に係る共同事業の実施(実習打合せ、指導者会議等)

<社会福祉学部>

社会福祉実習、精神保健福祉援助実習においては、実習開始前に実習関連施設の代表者および実習担当者を招聘し、「実習打合せ・実習懇談会」(以下、「打合せ会」とする)を実施し、実習先と本学間の実習教育に対するパートナーシップの緊密化を図っている。教育実習については、実習指導の内容や方針を予め書面にて提出する、あるいは、先方からの要望を逐次実習担当者が把握するなど、情報の周知徹底に努めている。教育実習(幼稚園)、保育実習では実習範囲が全国規模に及ぶ(「ふるさと実習」の形態をとる)ため、実習担当者との懇談会は行わず、連絡を密に取り合うことで対応している。なお、近隣施設については、施設見学や人形劇の上演会の実施を通し、連携強化に努めている。

実習終了後には、実習生による現場実習体験の成果や課題の発表を通し、実習指導者と共に実習総括を行う機会を設け、実習の総評や本学への要望等を実習指導者より書面にて提出していただき、次期実習指導に反映させている。

社会福祉実習および精神保健福祉援助実習の「打合せ会」では、実習プログラムについてコアな議論が実現され、効果的な打合せを展開できた。「打合せ会」を実施しない実習については、本学の実習指導の方針や内容を実習先および実習生に周知し、情報共有に努めることで、実習指導の取り組みに対する相互理解を深めることができたと考えている。なお、実習先や実習生から寄せられるニーズの多様化を目の当たりにし、統括的視点だけではなく、個々への丁寧な対応の必要性を強く感じた。

<看護学部>

1) 実習打ち合わせ

学内においては各領域から選出された委員で構成する実習委員会を毎月開催し、実習に関する諸事柄について検討し改善に努めている。また実習施設と打ち合わせは、実習前後は勿論のこと必要時に施設側の実習指導者会議に参加し、打ち合わせ及び実習の振り返りや今後の改善・向上のために意見交換を行い積極的に連携を図っている。

2) 実習指導者会議

実習施設との連携強化を図るために、毎年一回4月に本学で、それぞれの実習施設の実習指導者を対象に「実習指導者会議」を開催している。看護学部全体の実習概要の説明後、

領域実習別の分科会に分かれ、具体的な実習内容の説明や要望などについて意見交換を行い密に連携をとっている。

3) 実習病院の看護職を講師とした研修会の企画

実習病院の赤穂市民病院等より講師を招聘し看護学生研究会を行っている。講演前の講師と学生研究委員の打ち合わせなどにより、実習施設指導者との学生研究委員との連携は深めている。

実習指導者会議や施設側との実習打ち合わせでは、本学のカリキュラム構成と実習の位置づけ、実習目標などについて周知することができ、効果的な打ち合わせができた。また、これらを通して連携を図ることにより実習施設とは適切な関係が構築できている。

A-2-② 教育・研究成果の共有に係る取り組み(研究会・研修会)

<社会福祉学部>

社会福祉実習、精神保健福祉援助実習においては、実習開始前に実習関連施設の代表者および実習担当者を招聘し、「実習打合せ・実習懇談会」(以下、「打合せ会」とする)を実施し、実習先と本学間の実習教育に対するパートナーシップの緊密化を図っている。教育実習については、実習指導の内容や方針を予め書面にて提出する、あるいは、先方からの要望を逐次実習担当者が把握するなど、情報の周知徹底に努めている。教育実習(幼稚園)、保育実習では実習範囲が全国規模に及ぶ(「ふるさと実習」の形態をとる)ため、実習担当者との懇談会は行わず、連絡を密に取り合うことで対応している。なお、近隣施設については、施設見学や人形劇の上演会の実施を通し、連携強化に努めている。

実習終了後には、実習生による現場実習体験の成果や課題の発表を通し、実習指導者と共に実習総括を行う機会を設けたり、実習の総評や本学への要望等を実習指導者より書面にて提出していただき、次期実習指導に反映させている。

<看護学部>

看護学部教員アンケート調査により希望があった内容の講演を、看護学部研究委員会にて選定し、講演会を実施し、教員の教育研究活動の活性化に繋がっていると考える。看護学部研究委員会主催講演会は本学教員のみならず実習施設等、近隣施設からも参加する事が可能であり、地域連携も念頭に入れ企画されている。看護学生研究会においては、学生が主体性を持って学生研究会を企画・運営していることは、学生の資質の向上にもつながることと思われる。学生は、その他、看護学部研究会にも共催の形で参加するなど意欲的に取り組んでいる。

A-2-③ 他大学との連携(学術交流等)

本学は、「兵庫県内の大学の相互連携を深めるとともに、地域社会・地方自治体や産業界及び大学間連合組織と協力し合うことにより、大学における教育・研究の向上を図り、地域社会の振興と発展に寄与すること」を目的として平成18(2008)年に発足した「大学コンソーシアムひょうご神戸」に加盟し、教育連携委員会に委員を派遣してその運営に参画している。また、本学が実施しているフィリピンボランティア研修旅行を同コンソーシアムの「海外学生派遣プログラム」に提供し他大学の学生も参加している。また、平成

関西福祉大学

23（2011）年度より、同コンソーシアムが実施している単位互換事業にも参画し、講義科目9科目を提供している。

海外大学との連携として、平成23（2011）年5月1日に、社会福祉学部が、大韓民国の江南大学シルバー産業学部との間に、教員・研究者の交流、学部生及び大学院生の交流、学術資料及び刊行物の交換、共同研究及び国際研究集会の実施等を内容とする、学術交流に関する協定（学部間協定）を締結した。しかし、現時点において、学術交流は行われておらず、平成24（2011）年度中に、教員・研究者の交流、学術資料及び刊行物の交換を軸とした交流計画の策定・実施に向けた検討を行っている。他大学との連携において、単位互換事業に参画しているものの、初年度の他大学からの受講生受入は0名となっており、有機的な連携が図れているとは言い難い。

海外大学との連携について、大韓民国の江南大学シルバー産業学部との連携においては、協定締結初年度ということもあり、具体的な交流を図るには至っていない。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

<社会福祉学部>

質の高い実習の実現に向け、「打合せ会」あるいは大学行事、地域行事などで密接した連携を構築しつつ、個々の情報を高い水準で管理し、多様化するニーズへの対応を図りたい。また、教育実習では、学生の到達度や事前指導の成果を明確にするために、「教職ノート（教職履修カルテ）」の活用を念頭に置いている。

実習先から寄せられたニーズに対する本学の取り組み状況や解決方法について具体的に提示し、細やかな情報を発信し双方が共有することで、より充実した実習の実現を目指すことが今後の課題である。

<看護学部>

実習目的・目標の達成に向け、質の高い実習展開ができるよう引き続き実習施設との密な連携を維持したい。また本学の実習を受けることにより施設側の看護の質が向上できるよう具体的内容を検討していくことが今後の課題である。

本学看護学部では看護学部生の看護学研究活動の推進を目的に、看護学部学生研究会構成員が、本学委員会組織 看護学部研究委員会の指導のもと、学生アンケートに基づき講演会を企画しており、将来の研究に役立つための知識となっていると考える。

看護学部研究会、学生研究会においては、看護学部研究会は教員、学生研究委員会においては学生のアンケート調査により、毎年テーマを決定している。専門職としての資質の向上つながる講師の招聘を念頭に企画しているが、学生、教職員、実習施設の職員のさらなる出席者増加を今後の課題としたい。

引き続き看護学部教員アンケートに基づき、教育研究活動講演会を予定している。内容としては、プレゼンテーションのスキルアップを図る講演会を組み込み、より一層の教育研究活動の活性化を狙っている。

看護学生研究委員会においては、学生のアンケートに基づく講演会の企画を行っており、引き続き、学生の主体性を尊重して、企画・運営力を向上させる。学生の研究会への出席者数の増加が課題の一つである。

関西福祉大学

看護学部研究会、看護学生研究会ともに、実習施設へは研究会の開催について連絡をしており、今後も継続していく。教員、学生と実習施設との連携を図るため、実習病院からの講師の派遣は、必要であると考えられるので、この点においても継続をしていきたいと考えている。

<全学共通>

他大学との連携においては、引き続き、加盟している団体の実施する事業へ積極的に参画することを前提に、参画した事業のPRをホームページ掲載やリーフレット配布などで周知する。また、海外の大学との連携については、締結した学術交流協定の内容に基づき、交流事業の実施に向けて、締結先大学と連携を取りながら具体的な計画を検討していく。

[基準Aの自己評価]

本学では、開学以来、建学の精神と建学の精神に基づく基本理念に基づき、教育・研究活動を推進してきたが、同様に、基本理念の一つである、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」を強く意識しながら、社会連携・地域貢献に努めてきた。

本学が有する人的・物的資源、教育研究成果の提供、福祉・医療機関及び国内他大学との適切な関係の構築、地域社会との緊密な協力関係の構築の何れの面においても、安定的・継続的かつ十分な取り組みが実施でき、所期した目的が達成できていると評価できる。

基準B 社会福祉と看護の連携・融合

B-1 社会福祉と看護の連携・融合推進のための体制の整備

《B-1 の視点》

B-1-① 大学の使命・目的に即した、社会福祉と看護の連携・融合のための教育課程編成上の工夫

B-1-② 適切な目標設定と達成状況を確認・評価するための尺度の設定

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 大学の使命・目的に即した、社会福祉と看護の連携・融合のための教育課程編成上の工夫

社会福祉学部と看護学部の教育課程の編成上の基本は、生命や人間の尊厳を基盤として、社会的弱者や心身に障害を持つ人々に対して個々に応じたキメ細かい対応とともに包括的・総合的なケアやサービスを提供する学術的理論や技術を修得することにある。本学は、開学から15年を経たが、この間、広く社会から求められる大学の使命・目的を強く認識して、将来への展望を見据えつつ、教育と研究活動の充実を図ってきたが、一昨年度より、教養科目や専門科目の教育課程の編成上の見直しを行っている。

特に、教養教育では、初年次の学生を主な教育対象としているため、演習などの少人数教育を通じて大学での学習にできるだけ早期に順応させることに力点を置く一方で、人間や社会の理解と合わせて、人格形成にとって必要な語学、医学、経済学、哲学、宗教、法律といった科目の充実を進めている。科目の充実や学習環境の整備に加え、両学部の学生が互いに刺激・影響をしあい、融合する学びを提供できるよう、両学部の学生が教養科目を自由に共通して受講できるよう、両学部で共通し、整合性のある科目の選定や教育課程の見直しを進めた。

両学部の教育理念を前進させるため、ヒトの痛みがわかり、人間の生き方や死に臨むものへの観念や精神を理論的に考える宗教情操教育や言語学としての手話を教養教育に取り入れることにした。

専門教育課程においても、時流に遅れない質の高い専門教育が提供できるよう、科目や編成の見直しを行っているが、両学部の教育は、人間の尊厳を基盤とするものであり、教育理念は基本的に同じものであるため、両学部の連携・融合の一環として、転学部制度を設けている。希望者の意向や学力の見極めが最優先であるが、意思が確認できれば、できる限りスムーズに転学部できるよう支援している。

B-1-② 適切な目標設定と達成状況を確認・評価するための尺度の設定

社会福祉学部と看護学部の学問体系の同質性や異質性を見極めつつ、教育編成や教育課程に最大限に反映して、特徴ある人材を養成することを目指している。目標設定、達成状況の確認、評価尺度の設定については、現在、検討中であるが、その中核となるものは以下

のとおりと考えている。

- 1) 生命を尊び、人間の尊厳を行動規範とする教育が実施できているか。
- 2) 偏りのない広い知識と豊かな感受性を養う教養教育が実施されているか。
- 3) 人類の幸福に寄与し、社会発展に貢献する実践的な専門教育が実施されているか。
- 4) 偏見や予断に左右されず、批判、分析できる科学的教育が実施されているか。
- 5) 社会的弱者の背景や矛盾を理解し、解決を図る福祉のこころを涵養する教育ができて
いるか。
- 6) 違いを認め、異質なものを受け入れる個性尊重や人間平等の教育ができて
いるか。
- 7) 社会に学び、社会に還元する和と感謝の教育ができて
いるか。
- 8) 学年年次の進行に伴う教育編成や教育内容の整合性や突合性が適切にな
されているか。
- 9) 両学部同質性と異質性を基本において、連携・融合を図る認識が教育の
場に浸透しているか。
- 10) 輩出した卒業生の職務状況や社会活動などについて追跡調査を行い、
教育の場にフィードバックされているか。

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

課外活動や大学祭の準備委員会においては、社会福祉学部と看護学部の学生の交流はな
されているが、教育の場においても相互理解を深めるため、教育編成をどこまで共通化で
きるかを検討しており、教養教育科目についてはすべてを同一カリキュラムで両学部学生
が履修できるようにした。しかしながら、時間割を適性に編成するのは困難なため、見直
しを行い、適切に運用を行うこととする。今後、学生間の交流を活発化させ、相互の学問
に理解や関心が深まる検討を行う。

B-2 教育課程外の取り組み

《B-2 の視点》

B-2-① 大学の使命・目的に即した、社会福祉と看護の連携・融合のための教育課程外の工夫

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている

(2) B-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

B-2-① 大学の使命・目的に即した、社会福祉と看護の連携・融合のための教育課程外の工夫

本学は、兵庫県赤穂市との公私協力方式で開学したこと及び基本理念に掲げた「地域社
会の発展に貢献する開かれた大学」として、兵庫県赤穂市との協調・協同関係の構築、地
域社会との良好な関係の維持及び地域社会への貢献を重視してきた。そのなかで、兵庫
県赤穂市との連携強化を図るため、市及び大学幹部等が参加する「情報交換会」を開
催するとともに、兵庫県赤穂市が設置する各種委員会や審議会及び地域の福祉関係機
関等にも教職員や学生を派遣する等、人的貢献も行っている。その際、社会福祉学
部及び看護学部の教職員がそれぞれの特色及び役割に応じて連携を図っている。さ
らに、地域で実施される

大小さまざまな規模の各種行事等に、両学部の学生が参加できる体制作りを通じて、地域と継続的、恒常的に緊密な関係を維持している。また、本学附属地域センターにおいて、社会福祉学部及び看護学部教員の連携により、臨床福祉サービス(相談活動)、コミュニティ実践(地域福祉活動)、オープン化事業の3つを柱として各種活動を展開している。

(3) B-2 の改善・向上方策(将来計画)

地域との連携やボランティア活動などの社会貢献活動について、社会福祉学部と看護学部が連携できるような協調体制の整備を検討する。

B-3 教育課程内の取り組み

《B-3 の視点》

B-3-① 教育課程内外を通じての社会福祉と看護の連携・融合を推進するための会議・組織の構築

(1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている

(2) B-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-3-① 教育課程内外を通じての社会福祉と看護の連携・融合を推進するための会議・組織の構築

社会福祉と看護の連携・融合の理念は、生命を尊び、人間の尊厳を基本とする学問的同質性に基づくものであるが、専門職集団である教職員の会議・組織運営においてもその理念が反映され、効率的な大学運営に資することが重要と考えている。大学運営の基本は、情報の共有化や認識の統一化にあるとの認識に基づいて、会議組織の見直しを進めている。

まず、「教授会」については、学部個別から全学の専任教授が参集するよう2年前に改組し、大学全体の運営を意識して討議する基本はほぼ定着してきている。教授会は、共通の方針や課題を審議決定する機関として、両学部の連携・融合の要となる役割を果たしている。その一方で、ボトムアップ的意見の汲み上げは極めて重要であるため、各学部の問題を各論的にきめ細かく討議する場として学部教授会議を設けている。また、個別専門的な案件については、教養教育機構、各種共通委員会、各種附属機関で討議し、決定事項を教授会の審議事項として上程するようにしている。また、「学習総合支援センター」、「国試対策支援センター」、「学生ボランティア活動支援センター」「総合福祉研究所」を設置しており、いずれも、教員が連携・融合の理念をしっかりと認識して、学生支援の目的を達成することが求められる。

組織を運営するのは人である。組織的枠組み作りとあわせ、それぞれが共通の認識を持ち、進む方向を合わせることも重要となる。教員は、専門分野を学問的に深耕させることは自己に課せられた責務であるが、そのみにとらわれることなく、大局的立場に立って、大学運営に参加し、建設的な意見や提言をすることが重要な任務となる。学外においても、地域社会や行政機関などと連携し、また、保健・医療・福祉・教育等に対する研究的支援を行うなど、専門的立場からの社会貢献が求められる。

(3) B-3 の改善・向上方策(将来計画)

連携・融合は、教育の実施、学生指導、組織運営などを大局的立場で効率的に実践できることを目指すものであるので、教員の認識度合いや意識改革の程度の追跡調査は今後課題である。

[基準Bの自己評価]

教育課程内での社会福祉と看護の連携は、学生課外活動ばかりでなく、授業を通して学生間の交流が広がっている。また、教員組織においても、両学部教授会の統合、付属地域センターのもとでの両学部教員の連携などを通して、社会福祉と看護の専門性を生かしながら両者の連携を図っているところである。

社会福祉と看護の専門領域は違うにしても、両者とも前述したように「生命や人間の尊厳を基盤として、社会的弱者や心身に障害持つ人々に対して個々に応じたキメ細かい対応とともに包括的・総合的なケアやサービスを提供する」という共通のヒューマン・ケアの精神に基づく学問である。その学術的理論の展開や実践的技術の習得・応用に関し、大学内外での事実・実践から判断すると、両者の連携を実践している、あるいは更なる連携を模索しているものと評価することができる。